

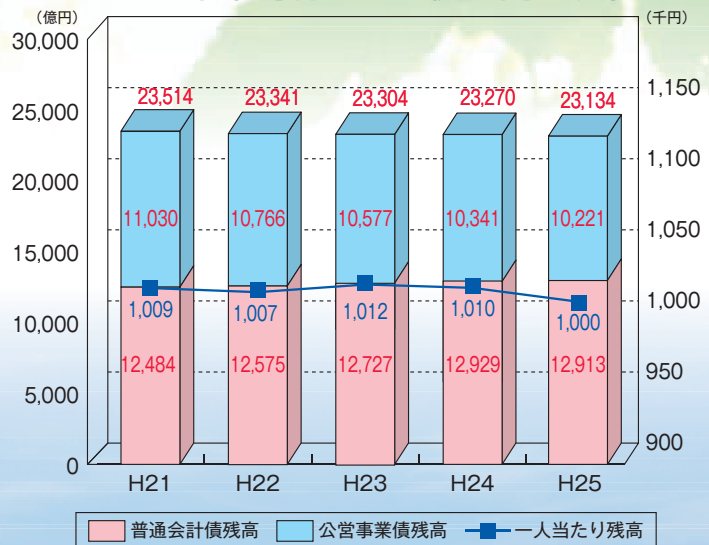
平成25年度決算

目で見ると 市町村財政

平成27年2月

あなたのまちの明日を考える

宮城県市町村の地方債残高の現状



宮城県総務部市町村課

[ホームページアドレス]

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/zaimubunseki.html>

※ホームページからもご覧いただけます。

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計	1
1 決算規模・決算収支.....	1
2 歳入.....	3
(1) 歳入構造.....	3
(2) 自主財源と依存財源.....	5
(3) 市町村税の収入実績.....	6
(4) 地方交付税の概要.....	8
3 歳出.....	10
(1) 歳出構造.....	10
(2) 経費別決算額の推移.....	12
4 財政構造.....	14
(1) 経常収支比率の状況.....	14
(2) 実質公債費比率の状況.....	15
(3) 将来負担比率の状況.....	15
(4) 財政力指数の状況.....	16
(5) 将来にわたる財政負担の推移.....	17
5 年度間の財源調整.....	18
(1) 基金の状況.....	18
(2) 積立金現在高比率.....	19
第2章 公営企業会計	20
第3章 地方公共団体財政健全化法	24

第2部 市町村ごとの財政指標 26

◆健全化判断比率等算定式

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

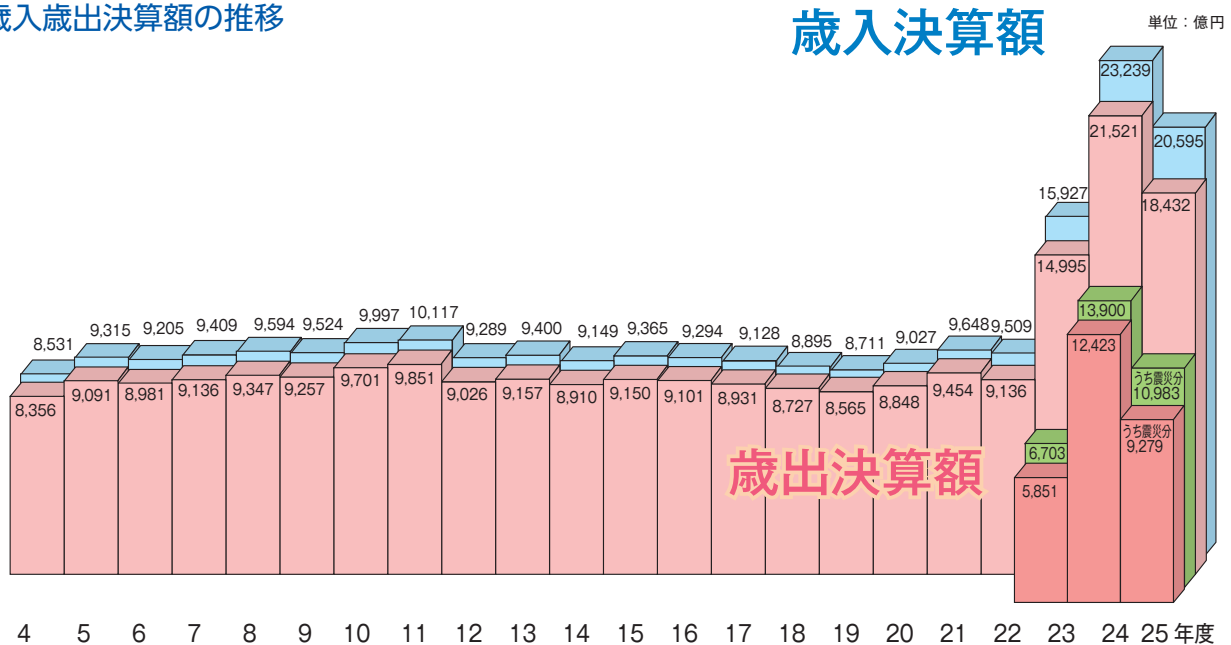
平成25年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が2兆595.3億円、歳出が1兆8,432.0億円で、歳入・歳出ともに震災後始めて減少に転じました。このうち、東日本大震災分（復旧・復興事業分及び全国防災事業分の合計。以下、同じ）は、歳入が1兆983.4億円、歳出が9,278.6億円となっています。

実質収支は485.6億円の黒字となり、9年連続で赤字の団体はありませんでした。

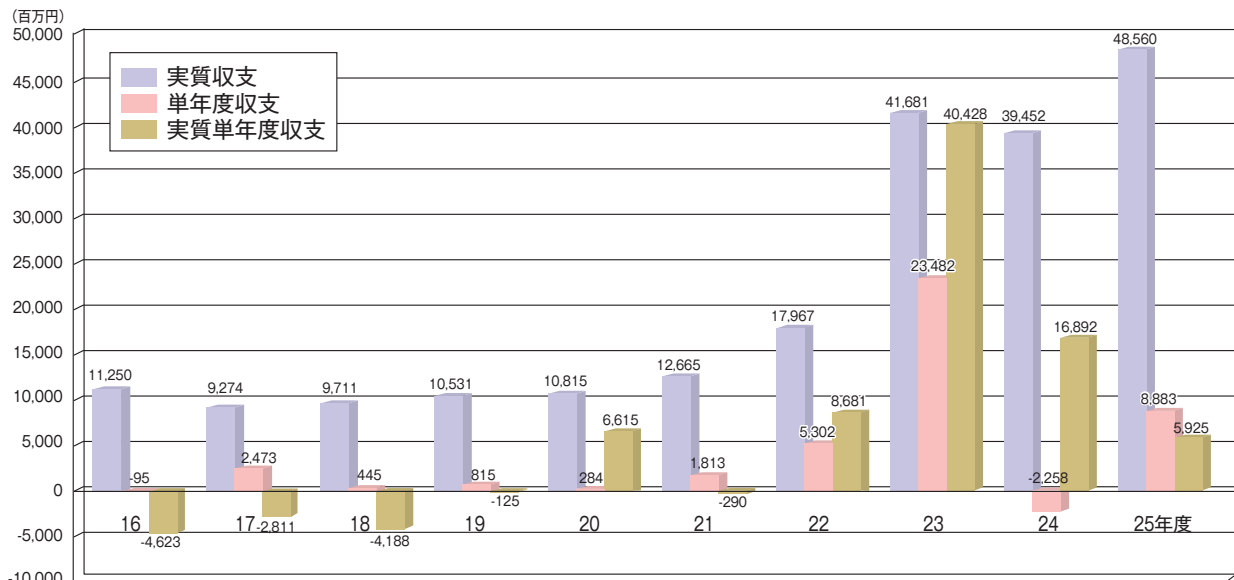
単年度収支は88.8億円の黒字となり、赤字団体は35団体中15団体（前年度は19団体）でした。

実質単年度収支は、59.3億円の黒字となり、赤字団体は35団体中17団体（前年度は13団体）でした。

歳入歳出決算額の推移



決算収支の推移



市町村別普通会計決算収支の状況

平成25年度

(単位：百万円) 用語解説

市町村名	歳入総額		歳出総額		形式収支		実 質 収 支	単年度 収 支	実質単年度 収 支
	(A)	うち東日本 大震災分	(B)	うち東日本 大震災分	(A-B)	うち東日本 大震災分			
仙台市	577,187	157,661	539,894	130,586	37,293	27,075	5,945	1,553	4,039
石巻市	288,450	224,443	244,659	188,469	43,791	35,974	9,362	▲46	▲1,343
塩竈市	49,764	27,420	40,501	21,043	9,263	6,378	1,409	265	249
気仙沼市	235,291	206,153	199,169	172,239	36,122	33,914	6,916	3,062	▲1,453
白石市	16,054	1,446	15,187	1,283	866	163	660	▲150	▲35
名取市	75,835	52,928	68,199	45,569	7,636	7,360	1,717	535	1,868
角田市	13,124	435	12,481	371	643	64	573	124	126
多賀城市	37,889	17,665	36,948	16,657	941	1,008	55	▲1,118	▲1,352
岩沼市	61,029	46,398	52,317	38,139	8,711	8,259	2,312	1,321	883
登米市	49,579	5,472	47,132	5,026	2,447	447	338	▲1,260	▲1,951
栗原市	49,758	2,936	48,004	2,555	1,755	382	992	▲55	2,161
東松島市	121,438	105,092	112,200	98,280	9,238	6,812	3,381	2,066	▲1,810
大崎市	68,744	9,486	61,196	4,747	7,549	4,739	2,186	▲232	459
市 計	1,644,142	857,537	1,477,888	724,963	166,254	132,574	35,847	6,066	1,842
蔵王町	6,126	269	5,896	269	230	0	216	104	58
七ヶ宿町	2,932	63	2,830	62	102	1	79	▲13	▲12
大河原町	8,252	349	7,774	342	478	6	441	22	▲111
村田町	6,230	630	5,913	453	317	177	183	▲25	▲40
柴田町	12,744	391	12,449	351	294	40	109	▲129	44
川崎町	4,981	331	4,697	247	283	84	171	22	22
丸森町	11,105	1,687	10,700	1,686	404	0	279	▲301	▲216
亘理町	53,685	43,250	47,275	37,169	6,410	6,082	1,317	874	336
山元町	57,740	49,173	48,642	42,226	9,098	6,947	2,263	▲1,465	▲640
松島町	19,950	12,208	12,441	6,628	7,509	5,580	309	18	▲1,629
七ヶ浜町	25,699	19,010	22,998	17,864	2,701	1,146	1,398	1,167	1,283
利府町	14,052	4,102	13,035	3,545	1,017	557	458	133	▲201
大和町	9,618	458	9,047	169	570	289	534	▲126	▲124
大郷町	5,728	772	5,192	736	536	36	386	371	372
富谷町	13,198	107	12,334	58	864	49	438	▲141	▲529
大衡村	4,248	84	4,066	17	182	68	168	4	39
色麻町	6,105	625	5,892	592	213	33	171	▲156	▲119
加美町	14,038	326	13,118	252	920	74	803	173	288
涌谷町	8,883	1,766	7,786	927	1,097	840	219	▲98	0
美里町	11,145	1,038	10,861	1,020	284	17	230	45	10
女川町	58,351	50,399	46,193	39,275	12,158	11,123	587	488	1,481
南三陸町	60,577	53,767	56,173	49,006	4,404	4,760	1,953	1,848	3,769
町 村 計	415,387	240,804	365,314	202,894	50,073	37,910	12,713	2,816	4,082
県計(仙台市含)	2,059,529	1,098,341	1,843,202	927,857	216,327	170,483	48,560	8,883	5,925
県計(仙台市除)	1,482,342	940,680	1,303,308	797,271	179,034	143,408	42,615	7,330	1,886

※ 上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があります。この数値を単年度収支といたします。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といたします。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

2 歳入

(1) 歳入構造

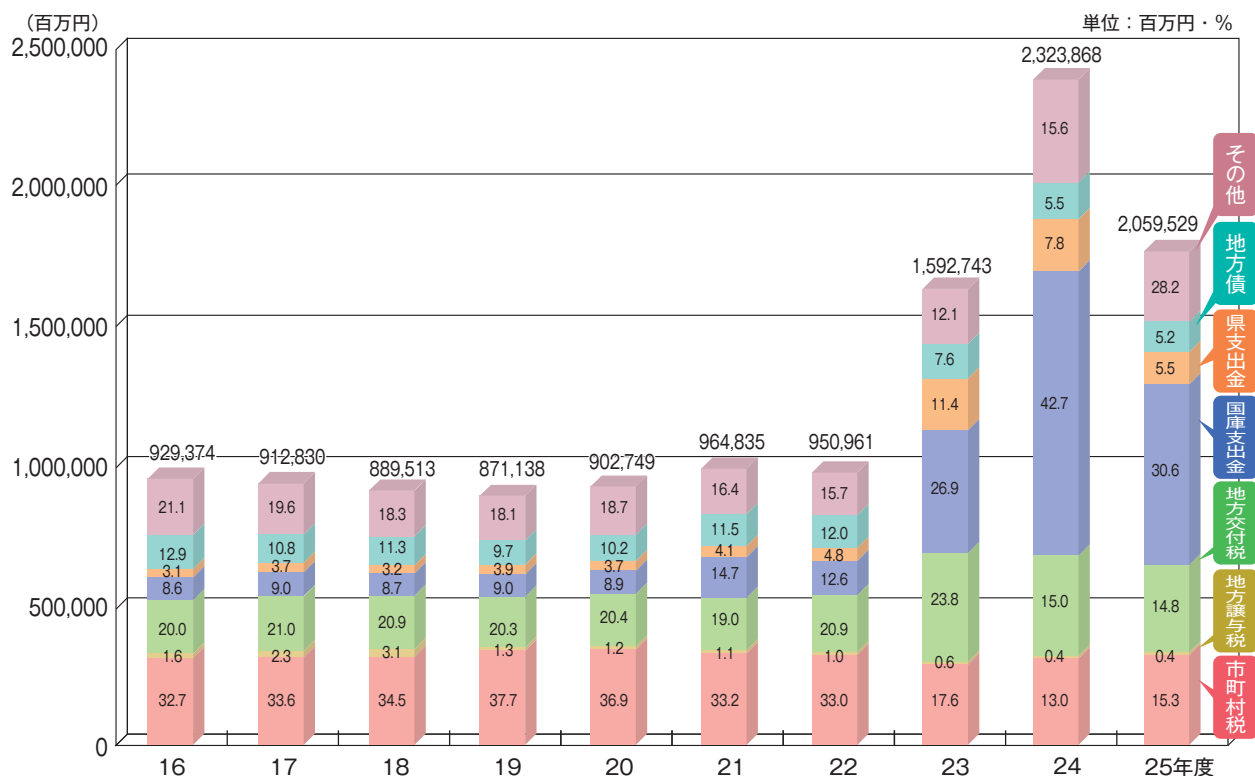
平成25年度の歳入は2兆595.3億円で、前年度に対して2,643.4億円（11.4%）の減少となりました。

歳入が減少した原因は、国庫支出金や県支出金などの減少額が大きかったことがあげられます。

国庫支出金については、東日本大震災復興交付金等の復旧・復興事業に係る補助金の減少などにより、前年度と比較して3,622.4億円（36.5%）の減少となりました。また、県支出金は、東日本大震災復興基金交付金や災害廃棄物処理事業に係る補助金の減少などにより、前年度と比較して、686.2億円（37.8%）減少となりました。

一方、繰入金については、東日本大震災復興交付金等の復興事業財源を積み立てた基金からの繰入の増加により、前年度と比較して1,357.9億円（83.6%）の増加となりました。

歳入構成比の推移



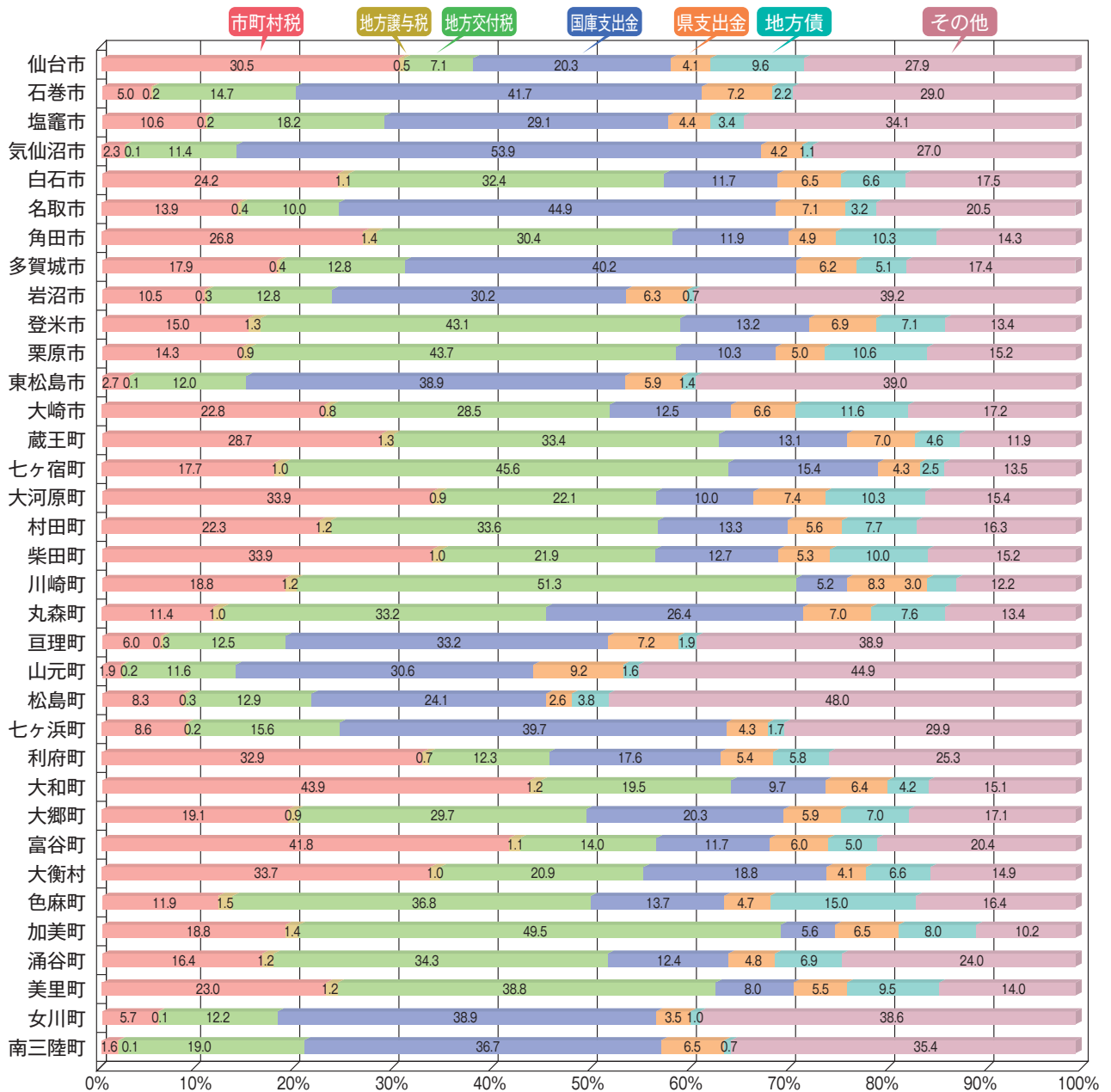
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

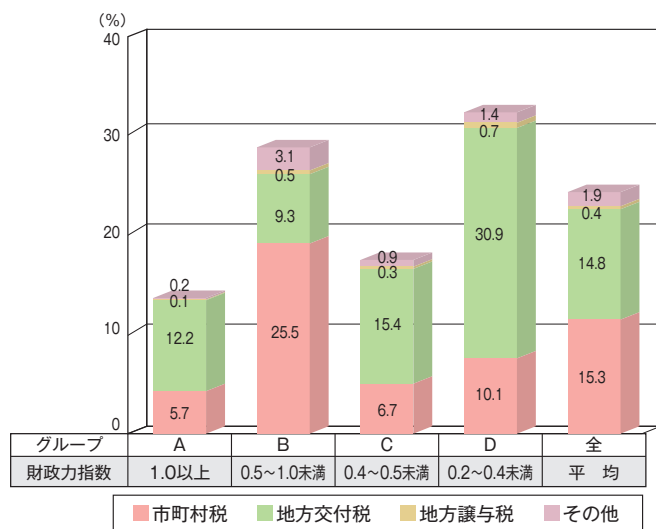
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」、東日本大震災による特別な財政事情に応じて交付される「震災復興特別交付税」の3つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

市町村別歳入構成比（平成25年度）



歳入のうち一般財源の構成割合（平成25年度）



◎グループ別の該当団体

- A 女川町
- B 仙台市・名取市・多賀城市・岩沼市
大河原町・柴田町・亶理町・七ヶ浜町
利府町・大和町・富谷町・大衡村
- C 石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市
角田市・東松島市・大崎市・蔵王町
松島町
- D 登米市・栗原市・七ヶ宿町・村田町
川崎町・丸森町・山元町・大郷町
色麻町・加美町・涌谷町・美里町
南三陸町

※ 財政力指数については、P16を参照してください。

(2) 自主財源と依存財源

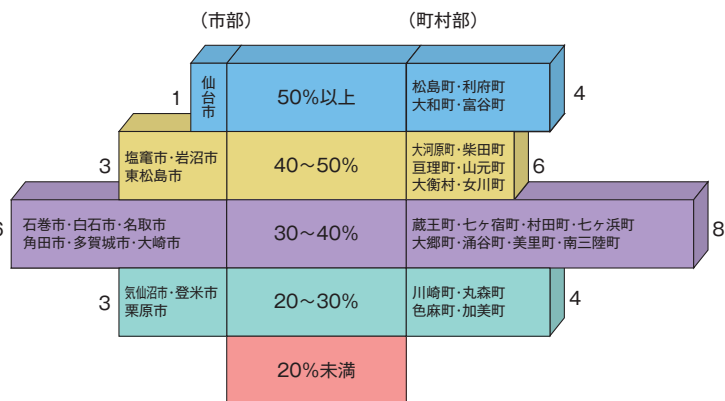
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国又は都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度26.8%より14.7ポイント上昇し41.5%となりました。これは、国庫支出金が大幅に減少したことや、繰入金が増加したこと等によるものです。

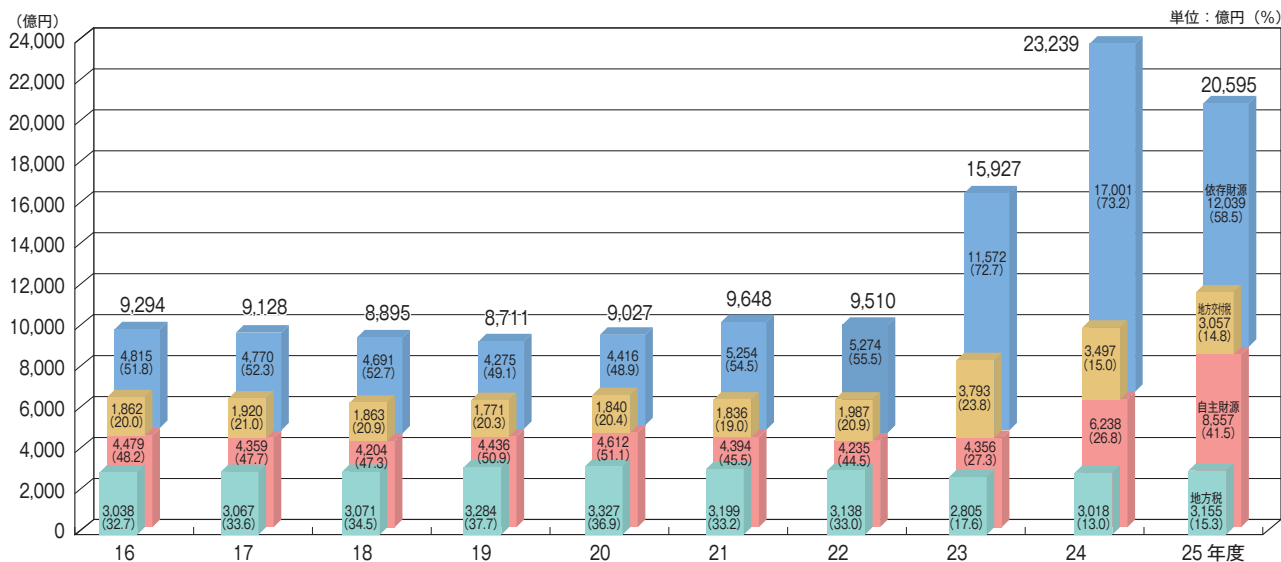
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

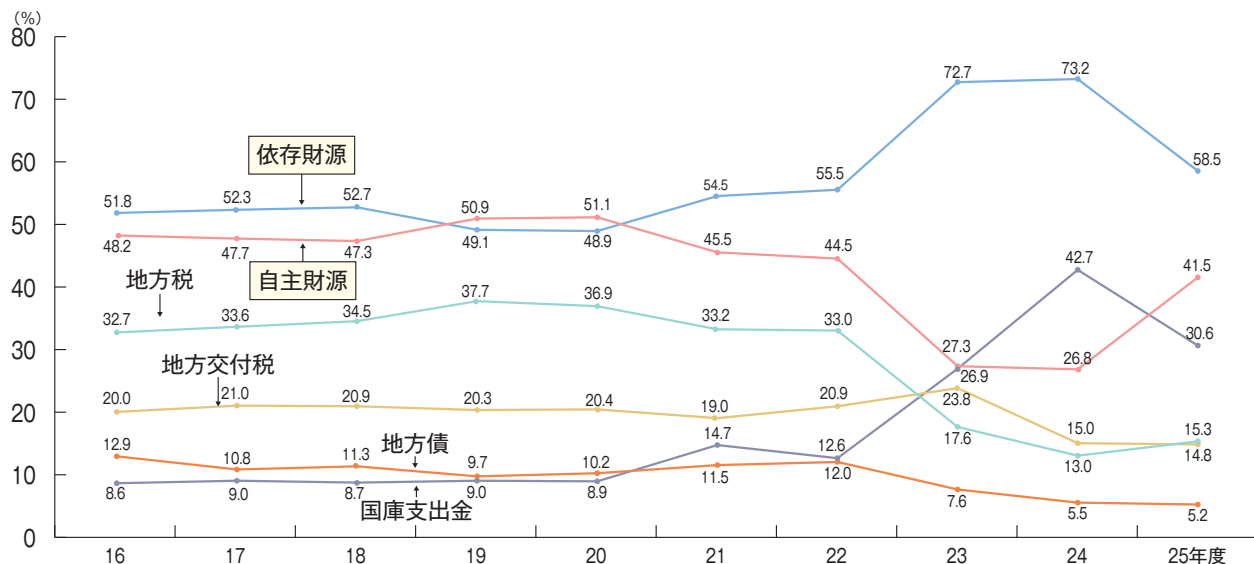
自主財源の割合別団体数（平成25年度）



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の収入実績

平成25年度の市町村税収入済額は、3,154.7億円と前年度から4.5%増加しました。

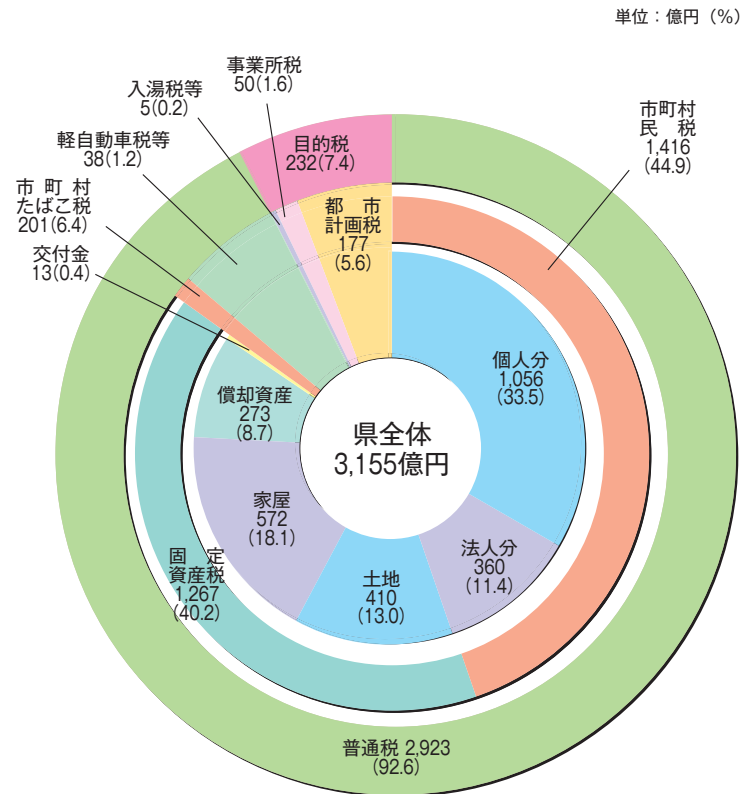
税目別に見ると、市町村民税は前年度比4.0%増の1,416.1億円で構成割合44.9%となりました。これは、個人市町村民税の納税義務者が増加していること、震災復興関連企業等に従事する納税義務者を中心に個人所得が増加したことによるものです。

また、昨年度よりは11.8%減少しているものの、震災復興関連企業等の業績好調などの要因による法人税割の増加は、震災以前と比較して31.5%の増となっています。

また、固定資産税は前年度比4.1%増の1,267.3億円で構成割合が40.2%となりました。これは、主に東日本大震災による課税免除区域が縮小したこと、新築家屋数が増加したことによるものです。

普通税では、軽自動車税（構成割合1.2%）が前年度比3.8%増、目的税では、事業所税（構成割合1.6%）が前年度比3.6%増、都市計画税（構成割合5.6%）が前年度比4.0%増となっています。

市町村税の構成（平成25年度）
（国民健康保険税（料）を除く）



市町村税収入済額（税目別）の推移
（国民健康保険税（料）を除く）

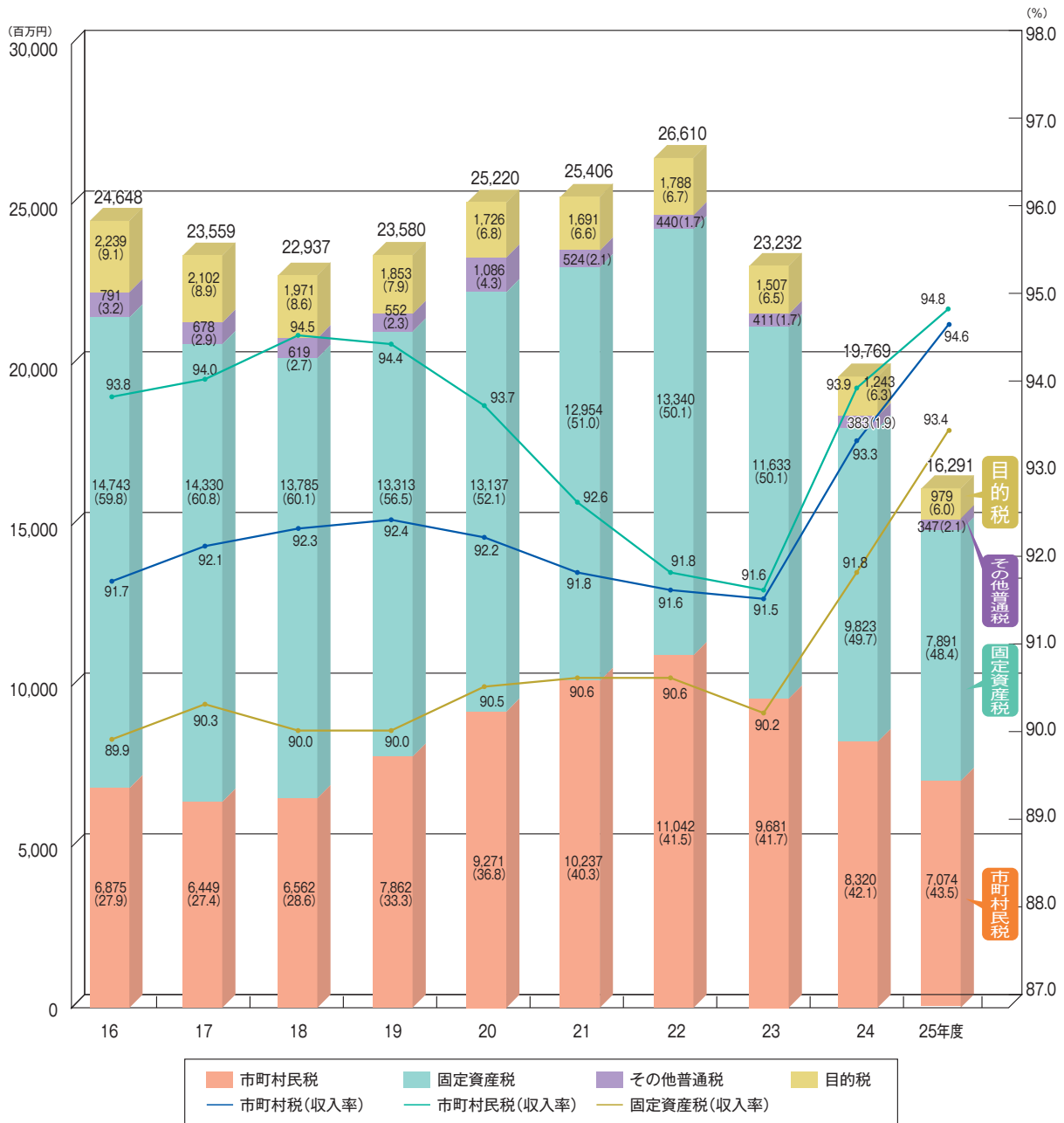


収入率は、県全体で94.6%（前年度93.3%）と前年度より1.3ポイント上回りました。各市町村別の状況については、32団体で前年度の収入率を上回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は94.8%（前年度93.9%）で前年度を0.9ポイント上回り、固定資産税は93.4%（前年度91.8%）で前年度を1.6ポイント上回りました。

次年度に繰越される収入未済額は、162.9億円と前年度から34.8億円(17.6%)減少となり、3年連続で収入未済額が減少となっています。これは、平成23年度から、東日本大震災の影響による減免、課税免除による調定済額の減少や、滞納繰越分収入率の向上によるものです。

次年度に繰越される収入未済額と収入率の推移 (国民健康保険税(料)を除く)



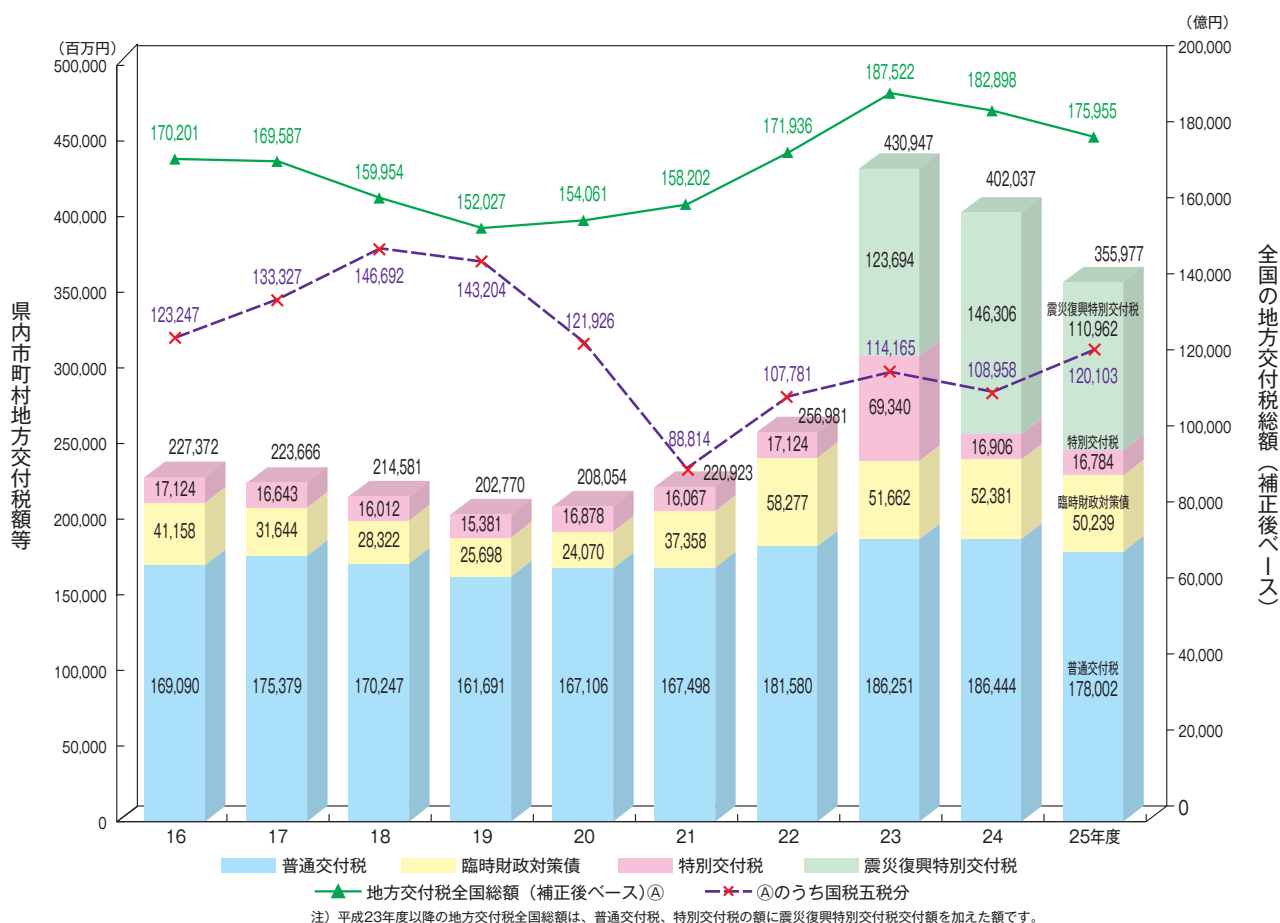
※ 「収入未済額」 = 「調定済額」 - 「収入済額」 + 「還付未済額」 - 「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

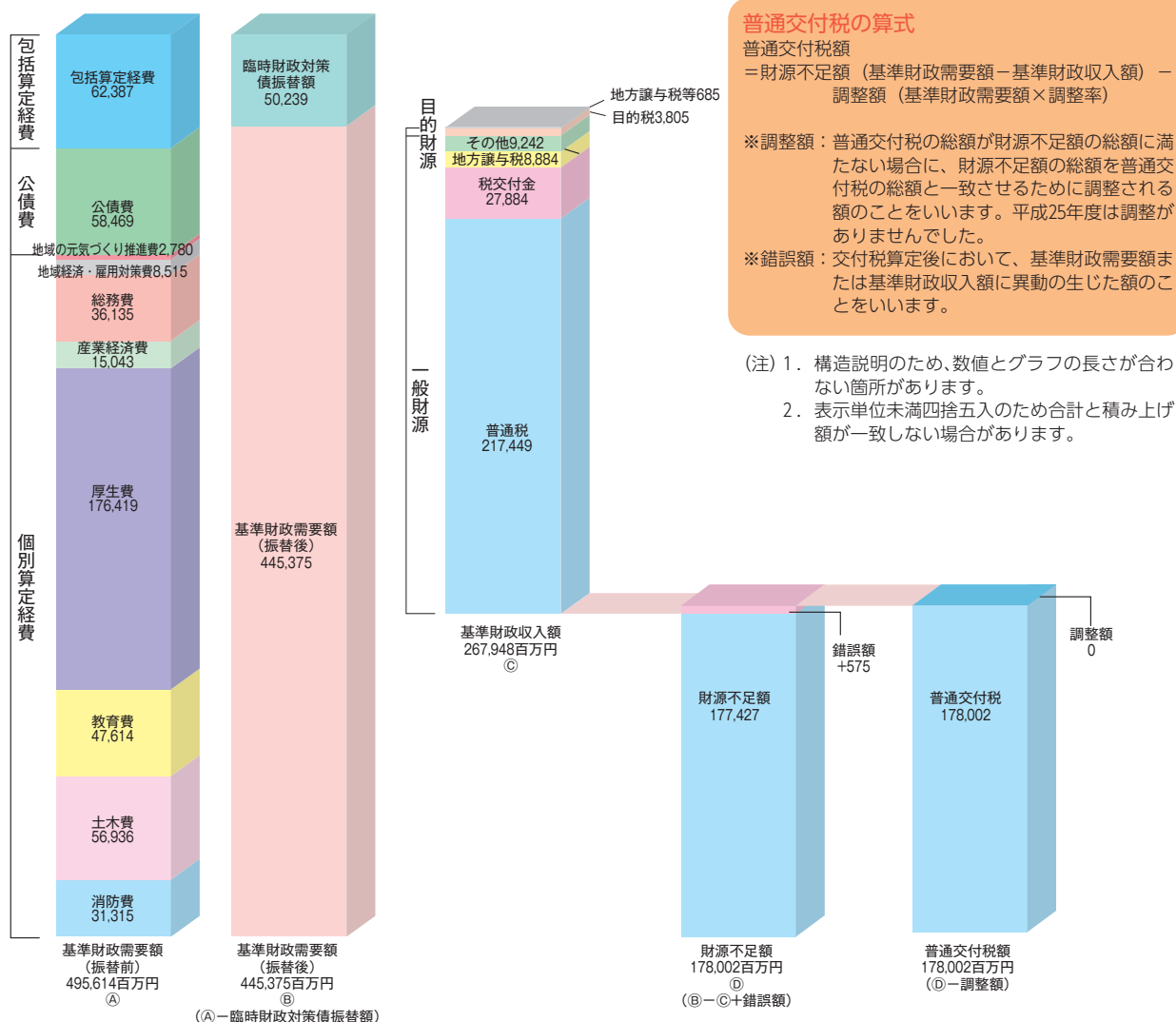
県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



全国の地方交付税総額については、平成16年度からの三位一体改革等に伴い地方税収が増加したため、減少傾向にありました。しかし平成20年のリーマンショックを発端とした景気低迷の影響等も踏まえ、国の加算措置がとられるようになり増加に転じました。平成23年度には東日本大震災に対処するため、特別交付税が増額されたこと、さらに通常の地方交付税とは別枠で震災復興特別交付税が創設されたことにより、これまでにない規模の額となりました。その後、景気回復による税収の伸び等により、地方交付税総額は再び減少傾向となっています。

●普通交付税（標準的な行政運営に対する財源保障）

平成25年度県内市町村普通交付税算定結果



●特別交付税（特別な財政需要に対する財源保障）

○特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕そくされない除排雪、公立病院、離島航路維持等の経費のほか、災害発生による応急復旧・災害復旧など特別な財政需要に対して特別交付税が交付されます。

○震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方債により措置するのではなく、その全額を震災復興特別交付税で措置することにより、被災団体の実質的な財政負担をゼロとする対応がとられました。平成23年度から通常収支とは別枠で予算が確保されています。

—用語解説

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

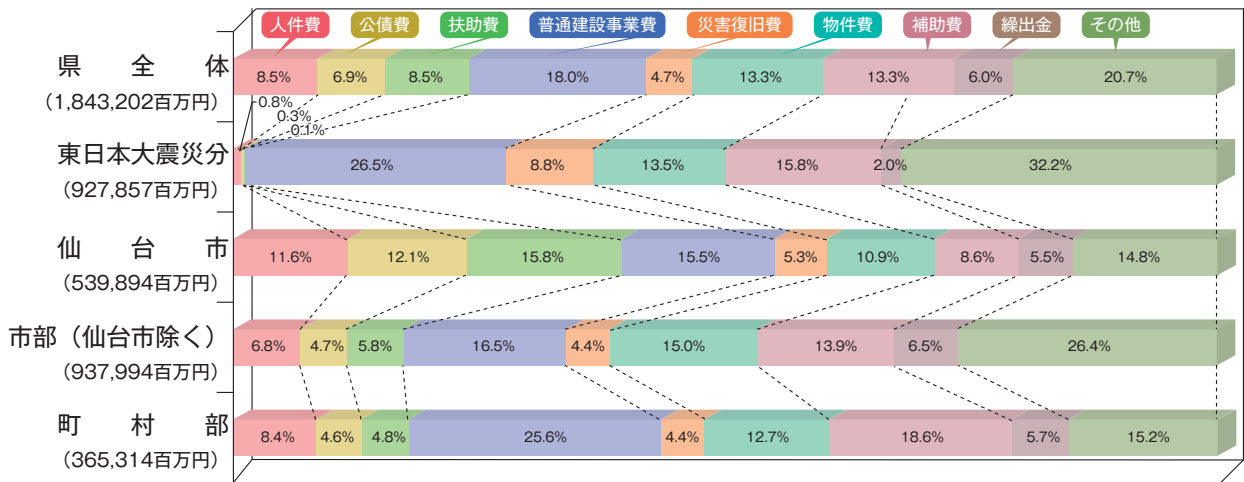
3 歳 出

(1) 歳出構造

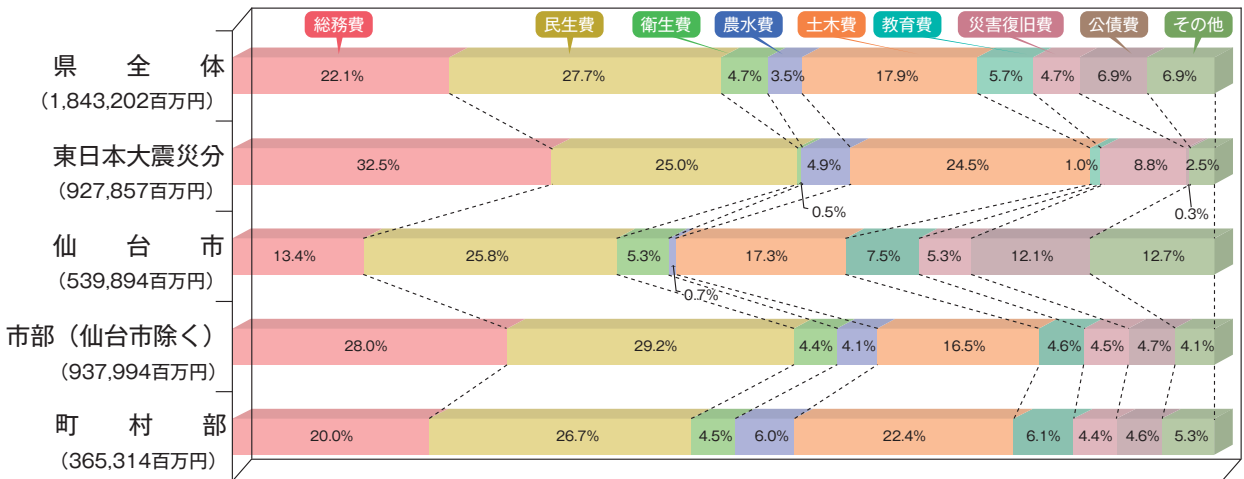
平成25年度の歳出は1兆8,432.0億円で、前年度に対して3,088.8億円（14.4%）の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」があり、それぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造（平成25年度）
（性質別）



（目的別）

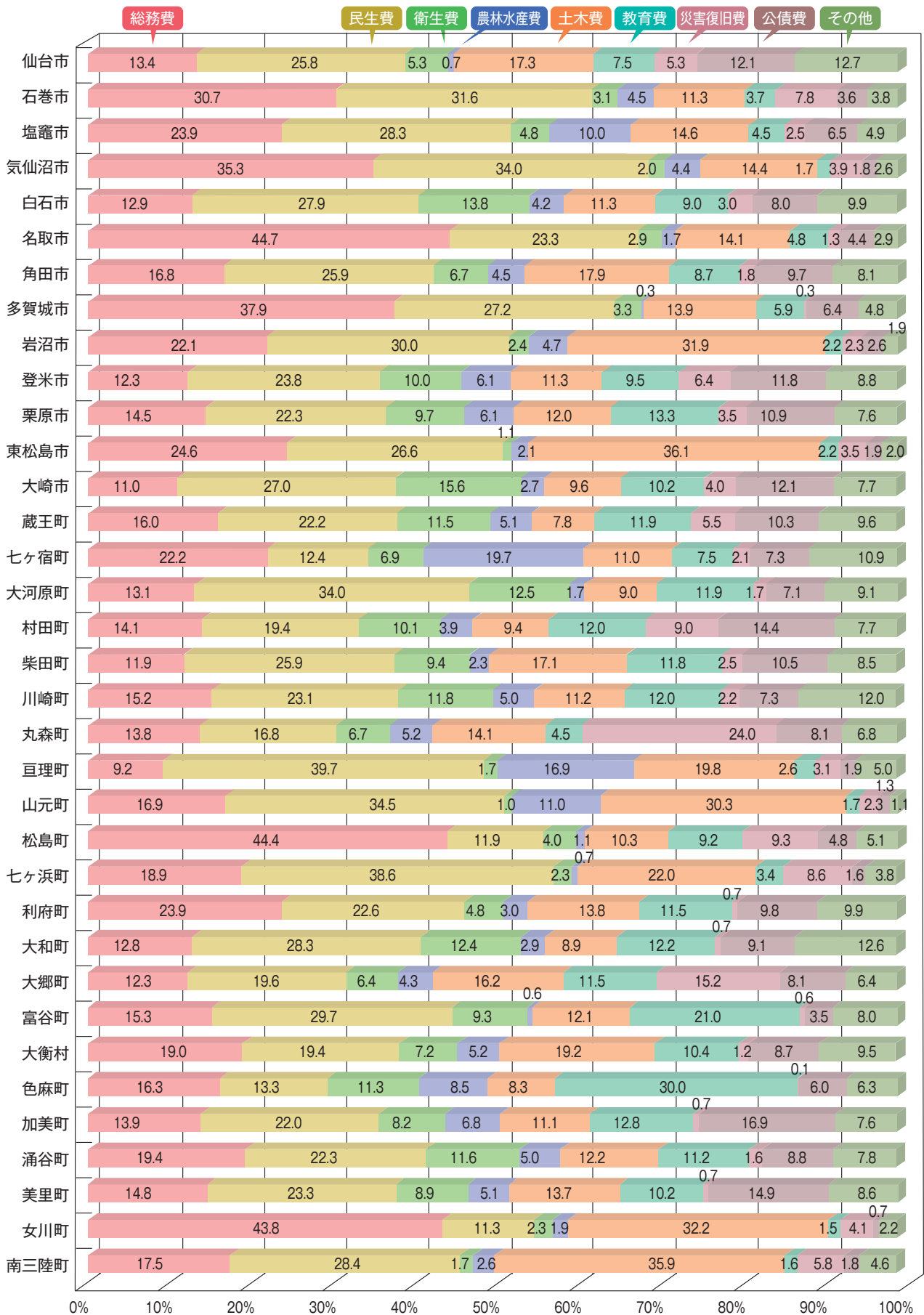


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比（平成25年度）

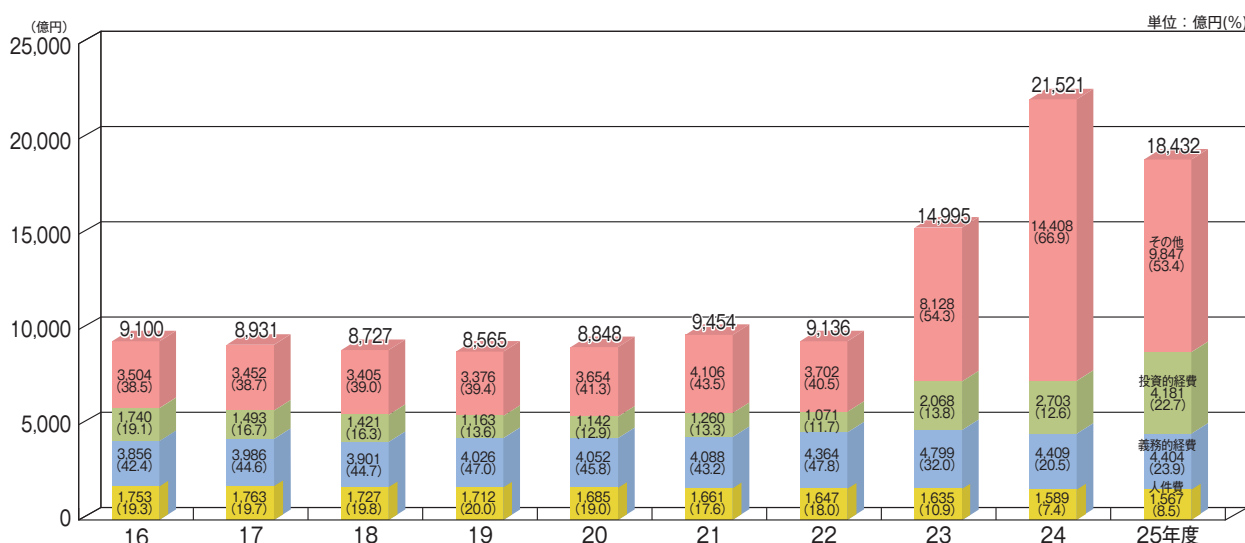


(2) 経費別決算額の推移

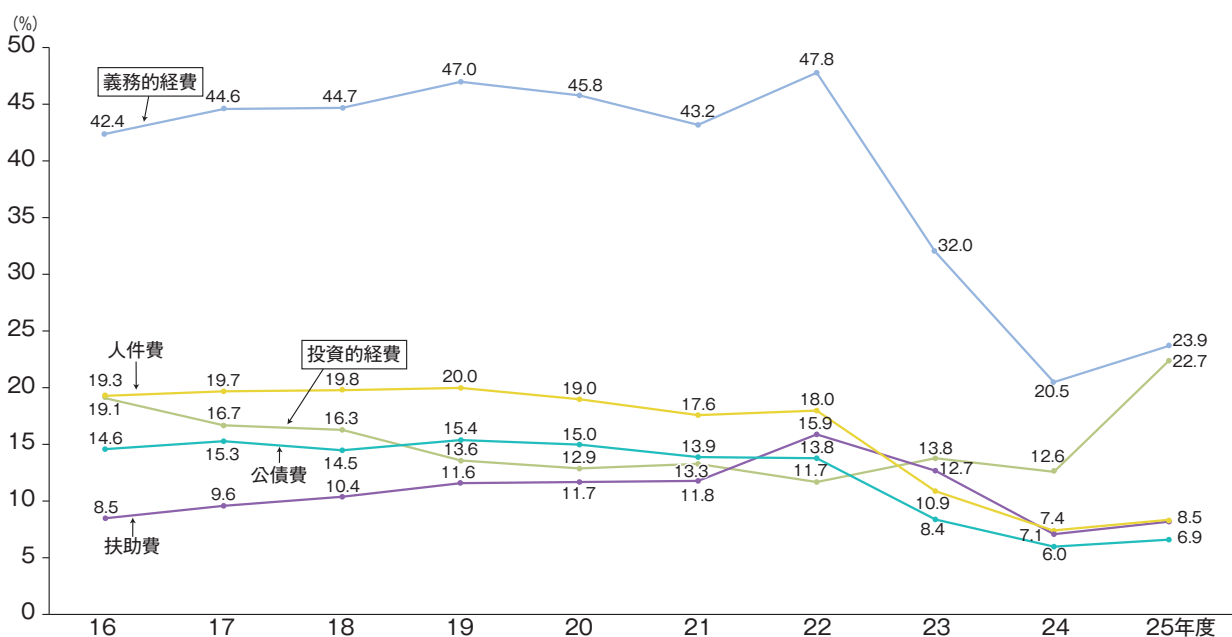
義務的経費は、前年度と比較して0.1%減の4,404.4億円で、歳出総額に占める割合は23.9%となりました。内訳としては、人件費が前年度と比較して1.4%の減、公債費が前年度と比較して1.5%の減となった一方、扶助費が社会福祉費や生活保護費の増加により、前年度と比較して2.4%の増となりました。

投資的経費は、前年度と比較して54.6%増の4,181.1億円で、歳出総額に占める割合は22.7%となりました。内訳としては、補助普通建設事業が143.2%増、単独普通建設事業が8.5%増、普通建設事業費全体では前年度と比較して97.6%増、災害復旧事業費が前年度と比較して15.8%減となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



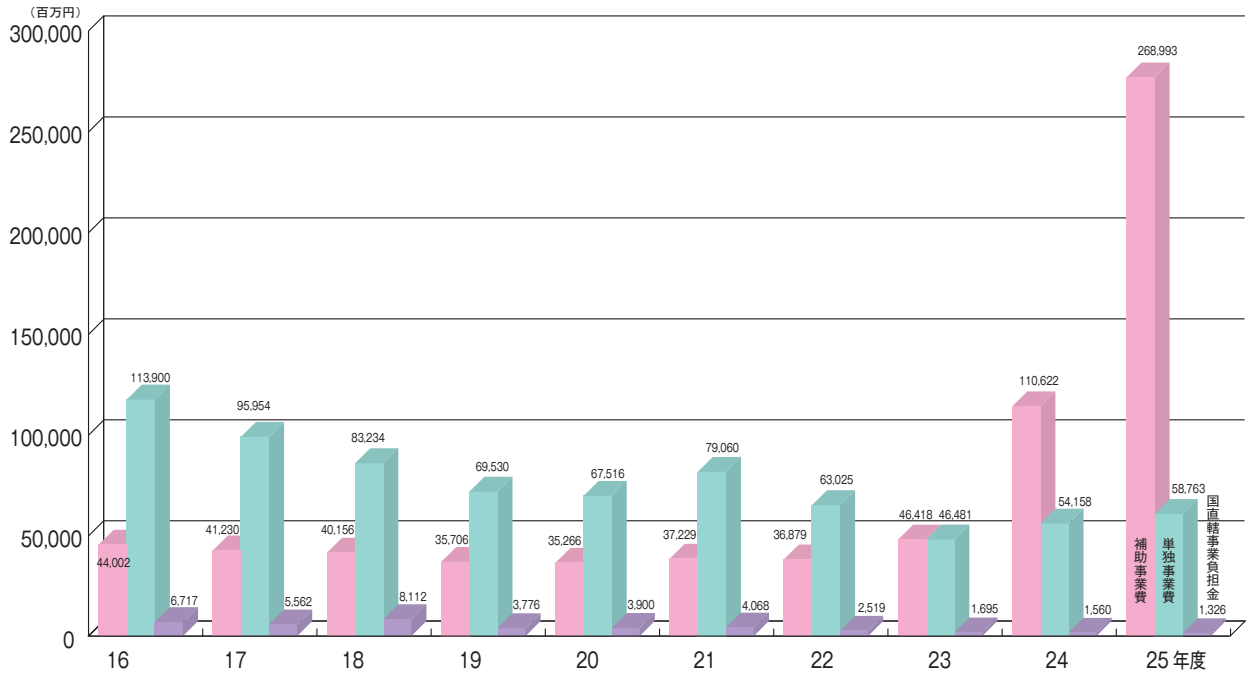
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

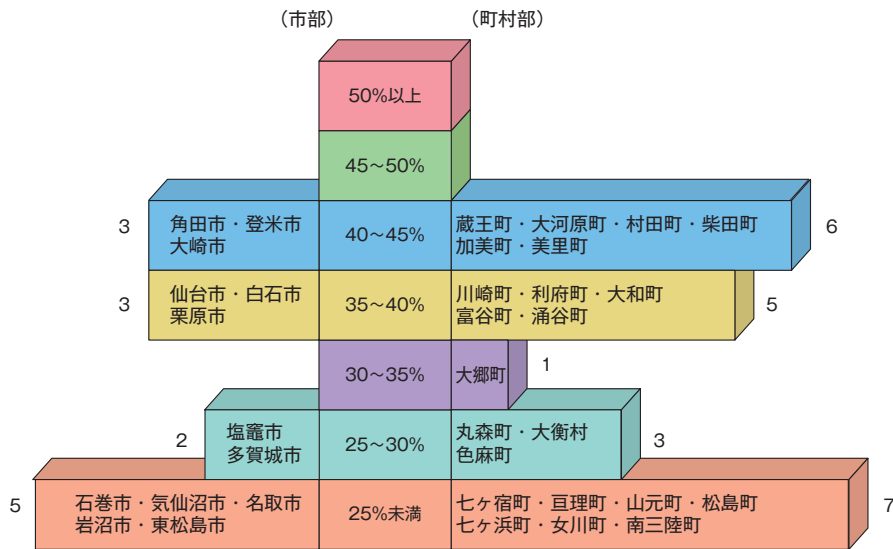
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

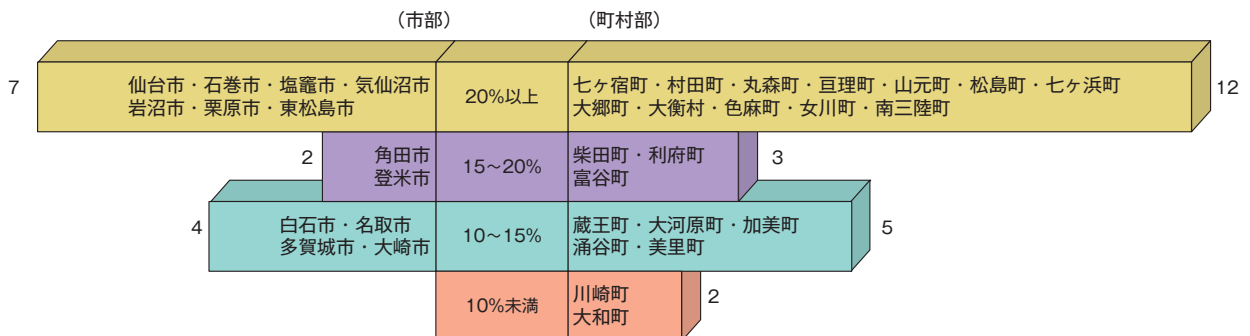
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成25年度)



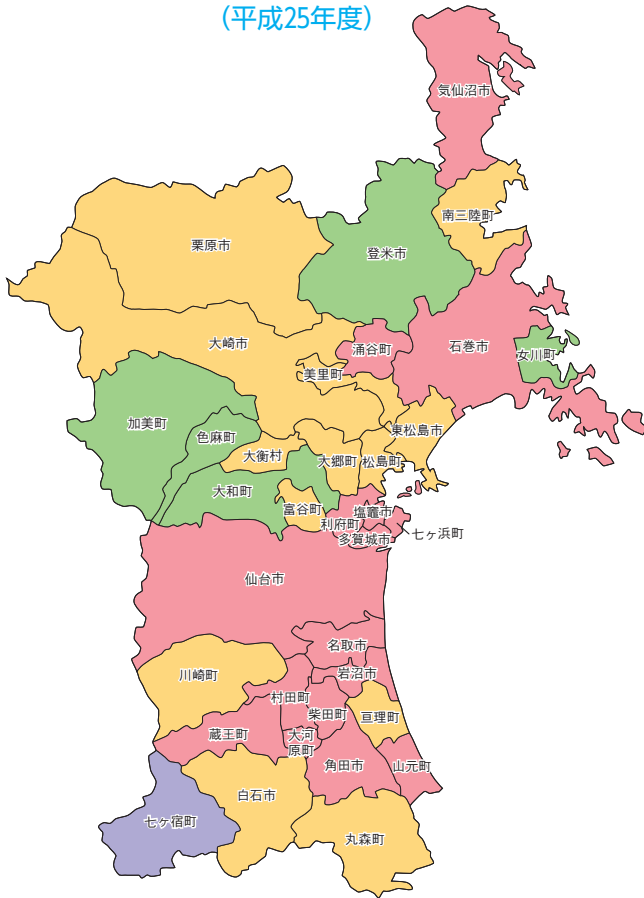
投資的経費の割合別団体数 (平成25年度)



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成25年度)

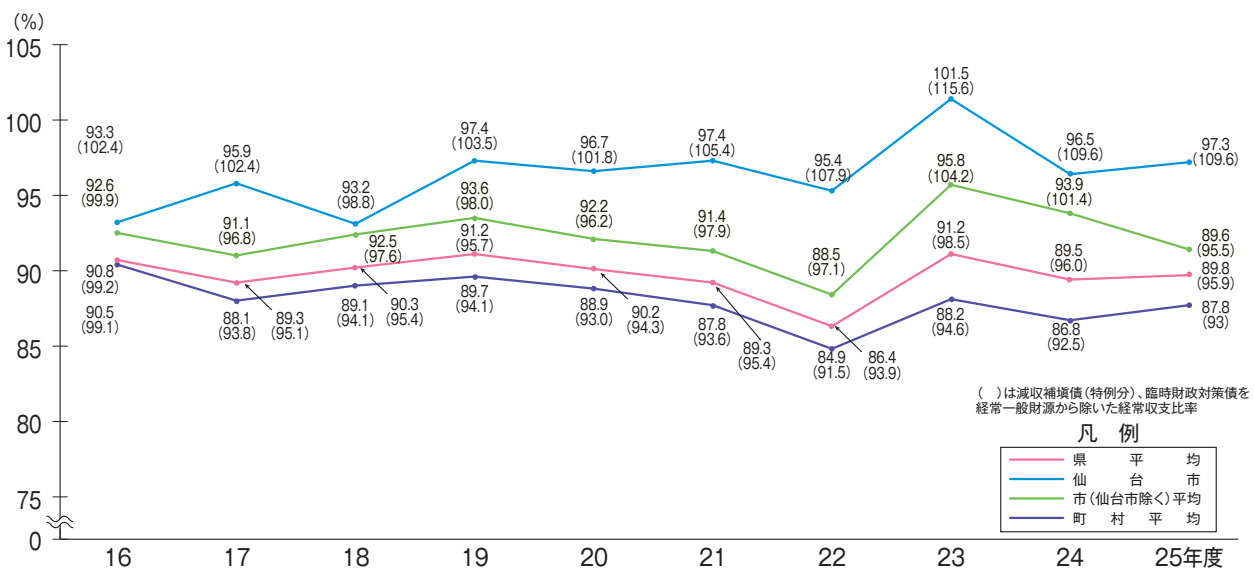


財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均では89.8%と前年度(89.5%)より0.3ポイント上昇しました。加重平均でも93.2%と前年度(93.0%)より上昇しており、依然として硬直的な財政状況が続いています。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が16団体、80%以上90%未満が18団体となっており、35団体のうち34団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75~80%未満		0	0	0
80~85%未満		1	4	5
85~90%未満		4	9	13
90%以上		8	8	16
計		13	22	35

経常収支比率の推移 (平均は単純平均)



用語解説

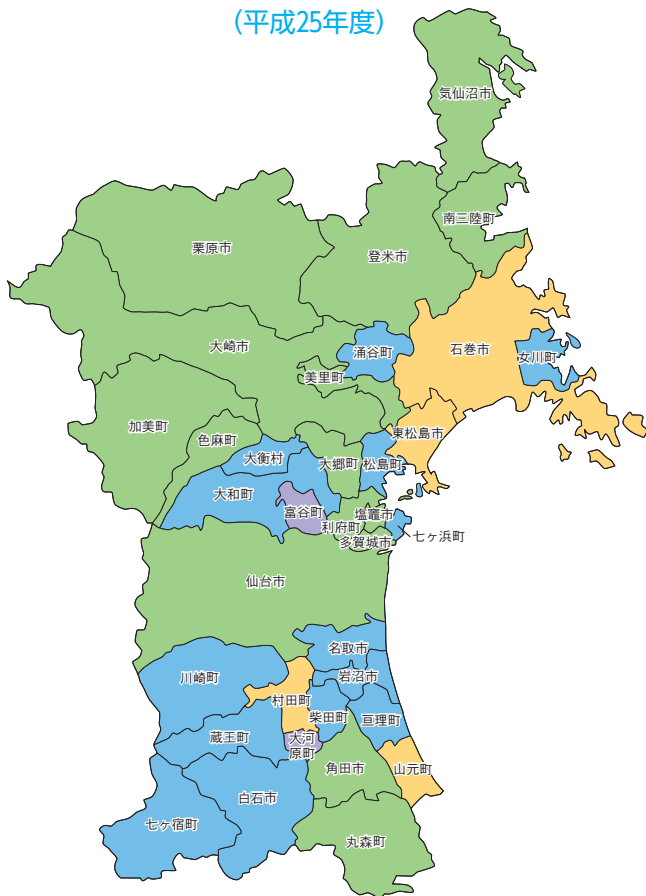
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入(経常的一般財源)が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

<算式>

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳入総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成25年度)



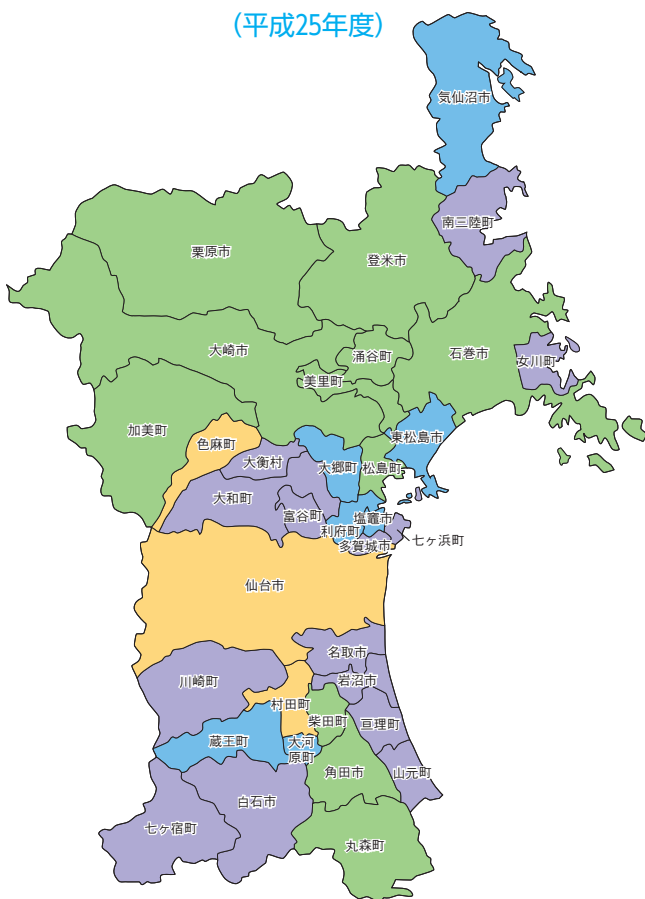
平成25年度の実質公債費比率（平成23～25年度の3ヶ年平均）は、単純平均で9.9%となり、前年度（10.6%）より、0.7ポイント減少しました。

起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
5%未満	紫	0	2	2
5～10%未満	青	3	11	14
10～15%未満	緑	8	7	15
15～18%未満	黄	2	2	4
18%以上	赤	0	0	0
計		13	22	35

(3) 将来負担比率の状況

(平成25年度)



平成25年度の将来負担比率は、単純平均で38.3%（前年度40.8%）、加重平均で67.9%（前年度76.5%）となりました。

なお、早期健全化基準（350%）を上回る団体はありませんでした。

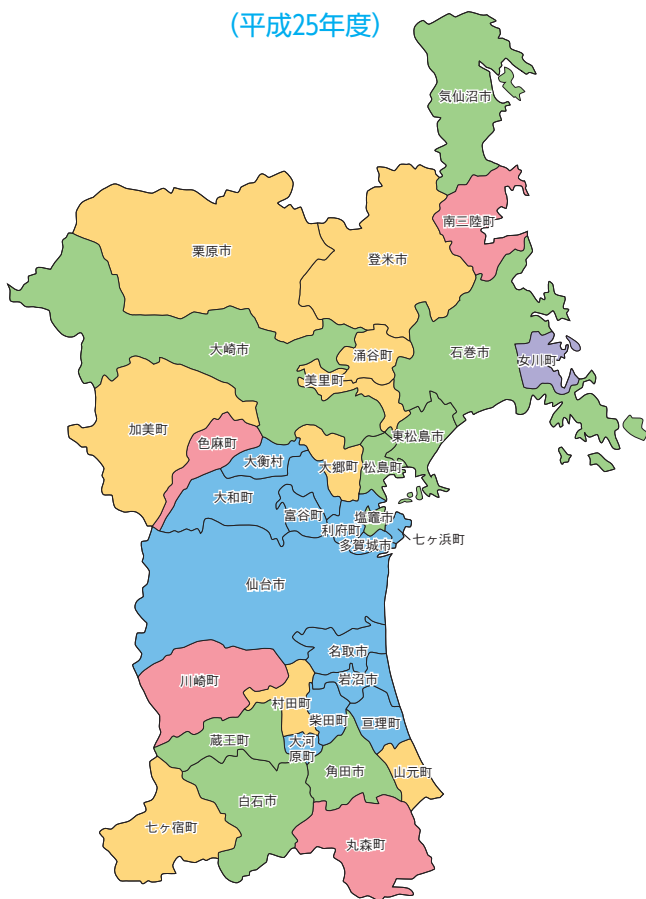
区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
負担額なし	紫	4	10	14
50%未満	青	3	4	7
50～100%未満	緑	5	6	11
100～150%未満	黄	1	2	3
150%以上	赤	0	0	0
計		13	22	35

—用語解説—

実質公債費比率、将来負担比率 P.25参照

(4) 財政力指数の状況

(平成25年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成23～25年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.50（前年度0.49）、加重平均で0.62（前年度0.61）となりました。

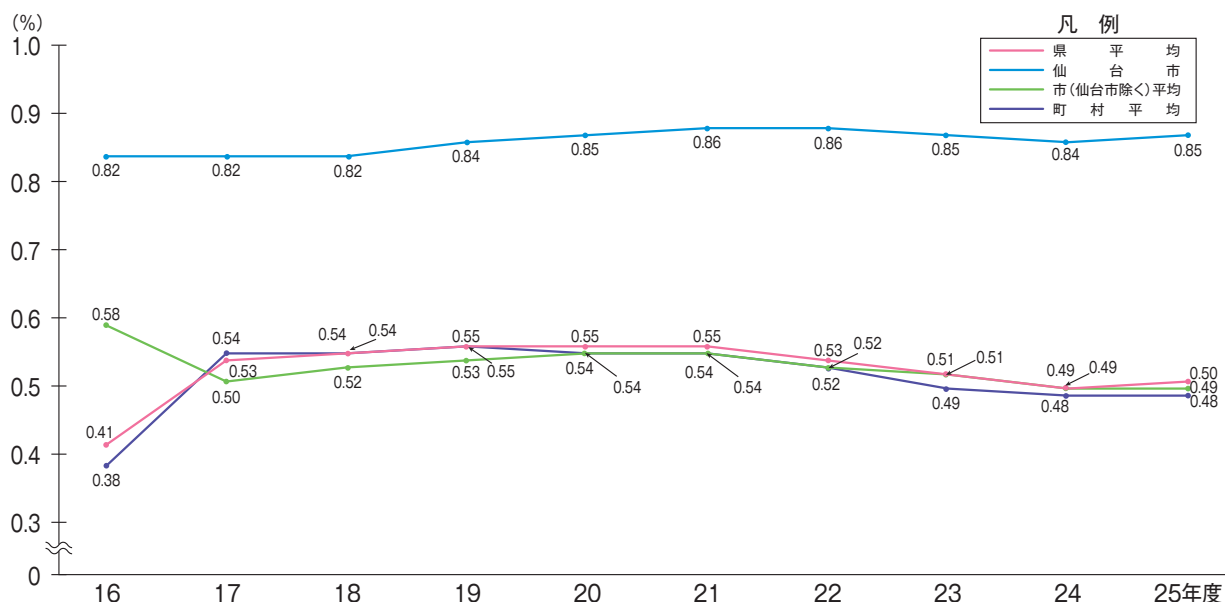
なお、1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上	紫	0	1	1
0.5～1.0未満	青	4	8	12
0.4～0.5未満	緑	7	2	9
0.3～0.4未満	黄	2	7	9
0.2～0.3未満	赤	0	4	4
0.2未満	水	0	0	0
計		13	22	35

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいかほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP 9参照）。

<算式>

$$\text{財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

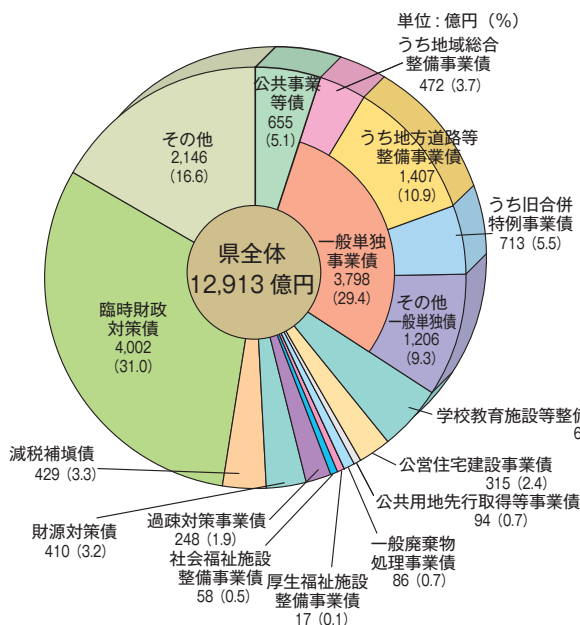
(5) 将来にわたる財政負担の推移

地方債の平成25年度末現在高は、昨年度並みの1兆2,913.5億円（昨年度1兆2,929.0億円）となっており、依然として多額の債務を抱えている状況です。

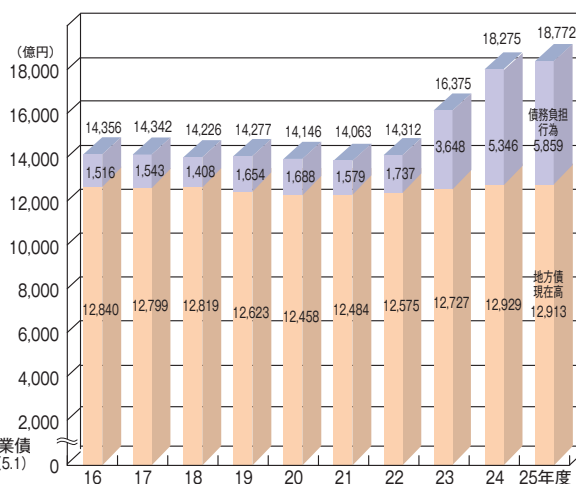
また、地方債現在高に、将来的に支出が伴う債務負担行為を加えると1兆8,771.9億円（前年度1兆8,275.3億円）となり、将来にわたる財政負担は前年度より増加しており、今後も財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況

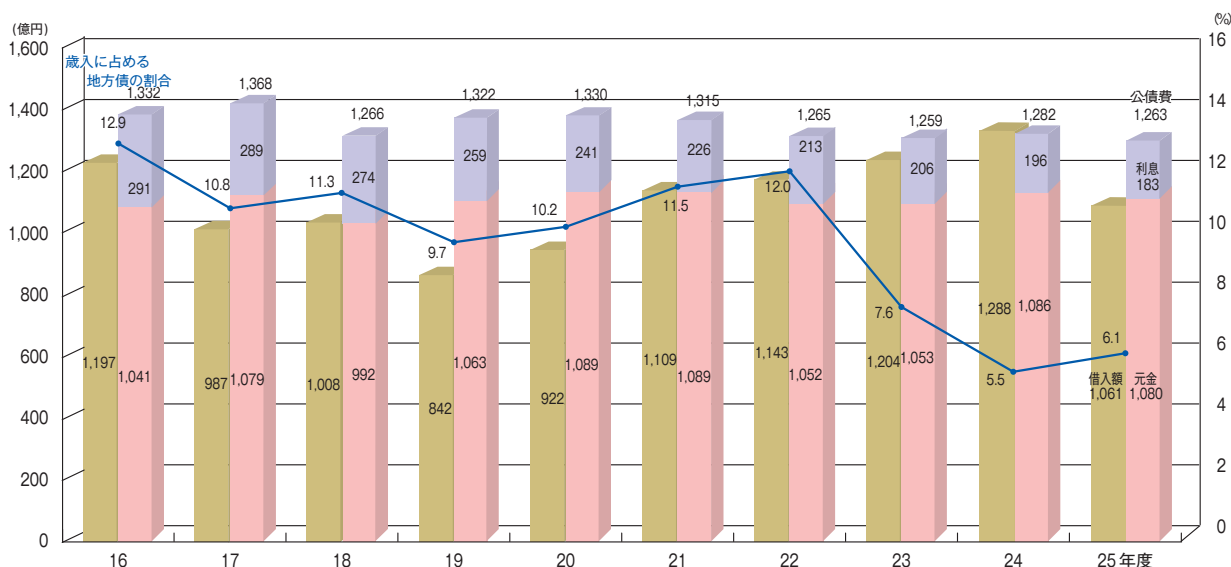
(平成25年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

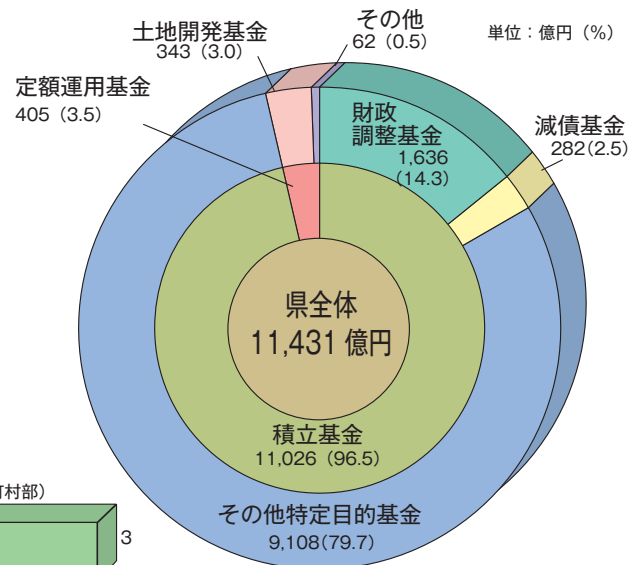
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

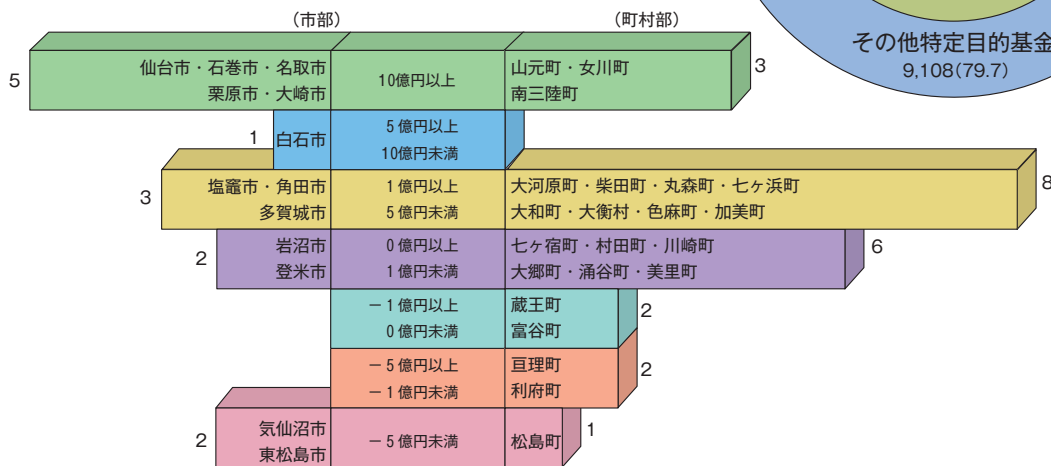
(1) 基金の状況

平成25年度末における積立金現在高は、県全体で1兆1026.3億円となり、前年度(1兆605.3億円)と比較して421.1億円(4.0%)の増となりました。内訳については、財政調整基金が1,636.0億円(9.7%増)、減債基金が282.4億円(7.4%増)、その他特定目的基金は、東日本大震災復興交付金や東日本大震災復興基金交付金の基金への積立により、9,107.9億円(2.9%増)となりました。

基金の状況(平成25年度)

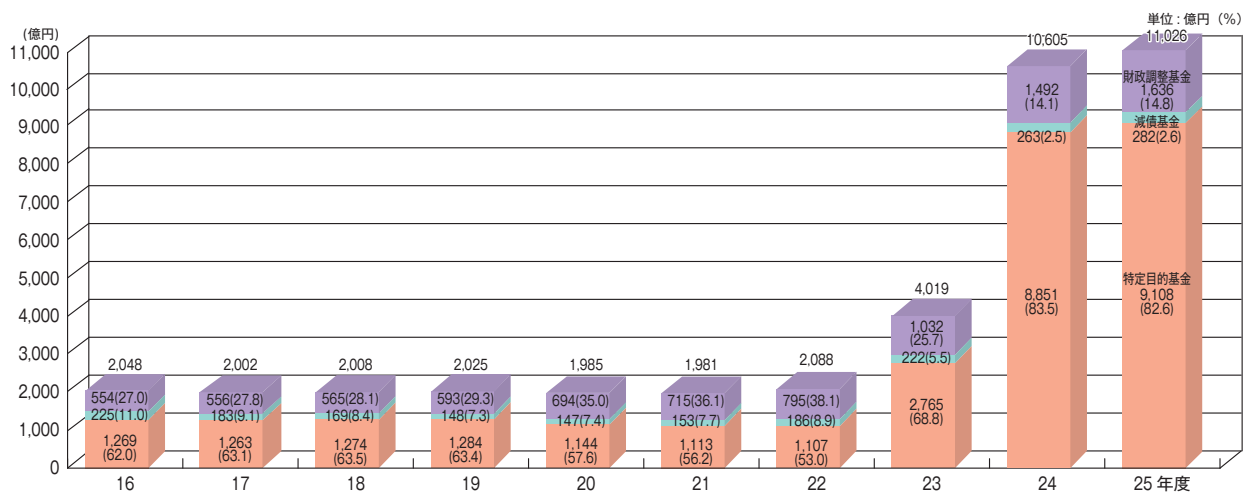


財政調整基金単年度積立額(平成25年度)



「平成25年度末現在高-平成24年度末現在高」による。

積立基金現在高の推移



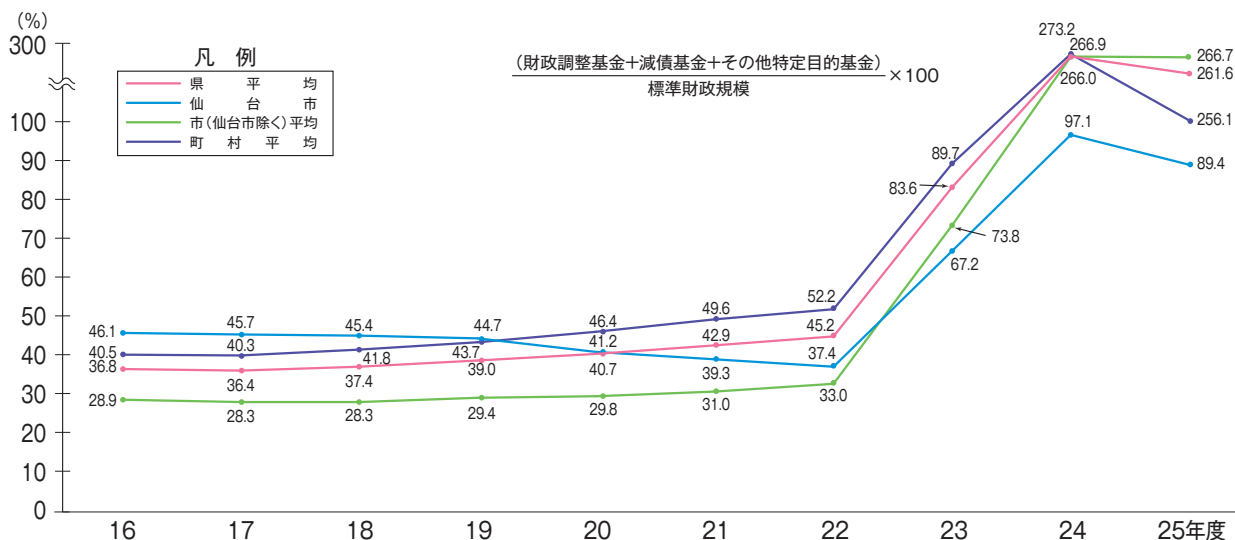
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

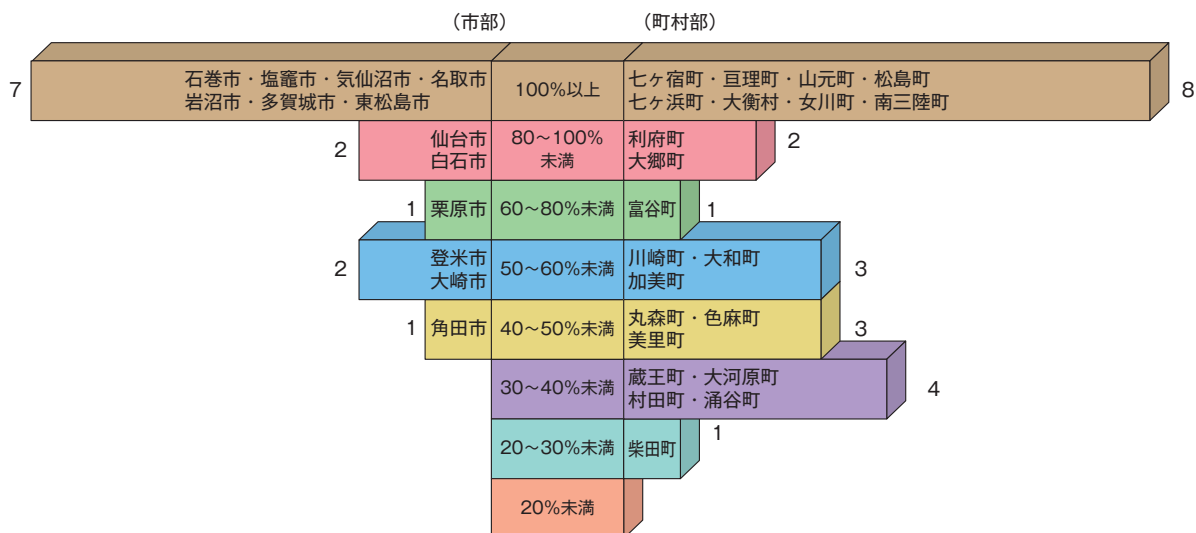
(2) 積立金現在高比率

一般財源に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では261.6%となり、前年度(266.0%)より4.4ポイント低下しています。その他特定目的基金において東日本大震災復興交付金や東日本大震災復興基金交付金の基金への積立が減少したことが比率低下の要因となっています。

積立金現在高比率の推移



積立金現在高比率別の団体数 (平成25年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的(高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等)のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

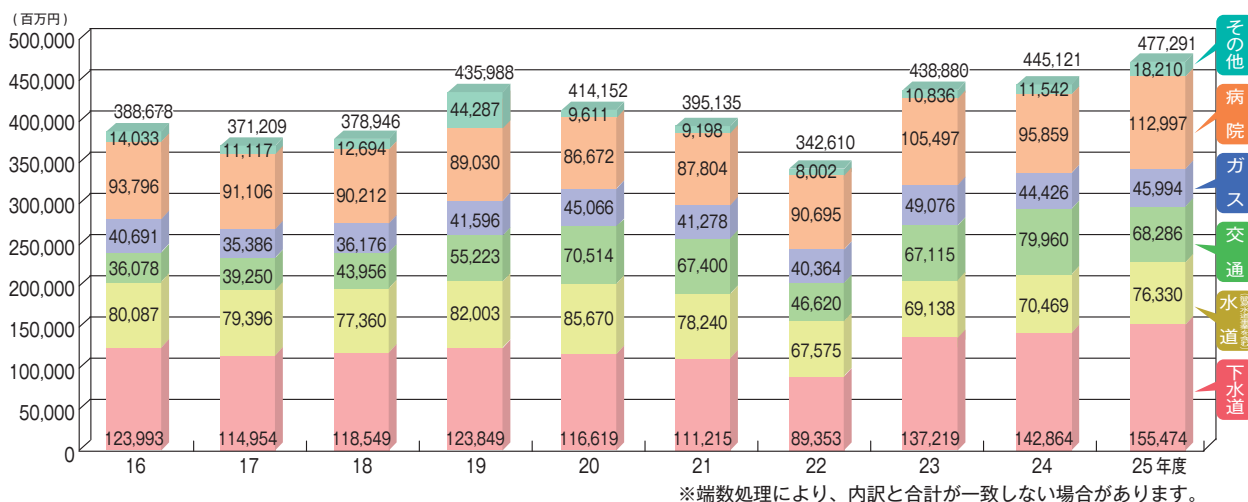
標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有しています。

第2章 公営企業会計

平成25年度の決算規模は全体で4,772.9億円となり、前年度（4,451.2億円）から321.7億円の増となりました。これを普通会計の歳出決算額（18,432.0億円）と比較すると、およそ25.9%の額に相当し、市町村財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の32.6%を占めており、以下、病院事業23.7%、水道事業（簡易水道事業を含む。）16.0%等となっています。

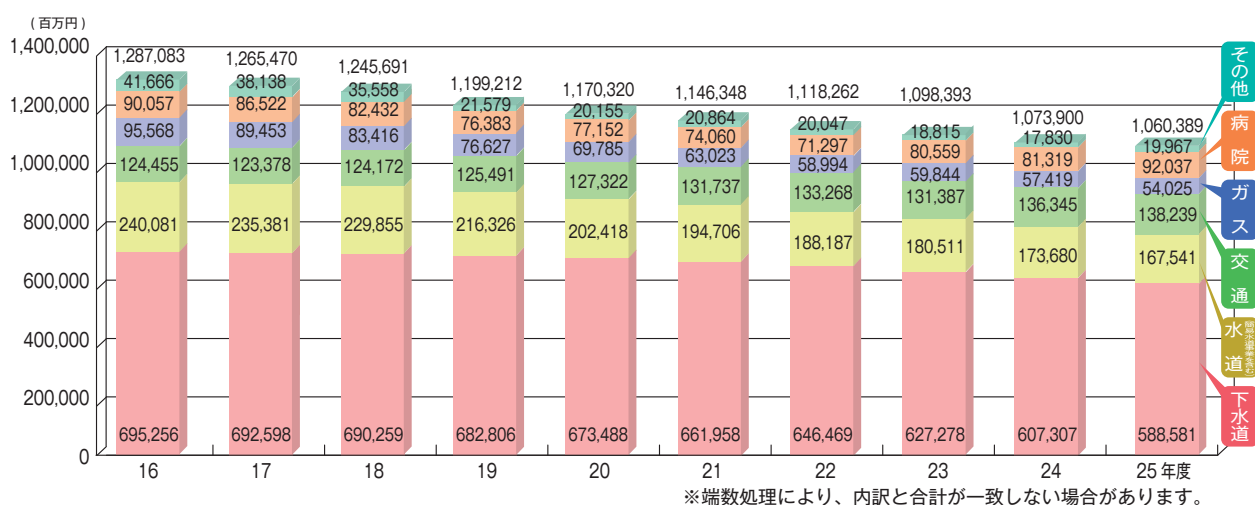
市町村公営企業決算規模の推移



平成25年度末の企業債現在高は1兆603.9億円で、前年度（1兆739.0億円）から135.1億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の55.5%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）15.8%、交通事業13.0%等となっています。

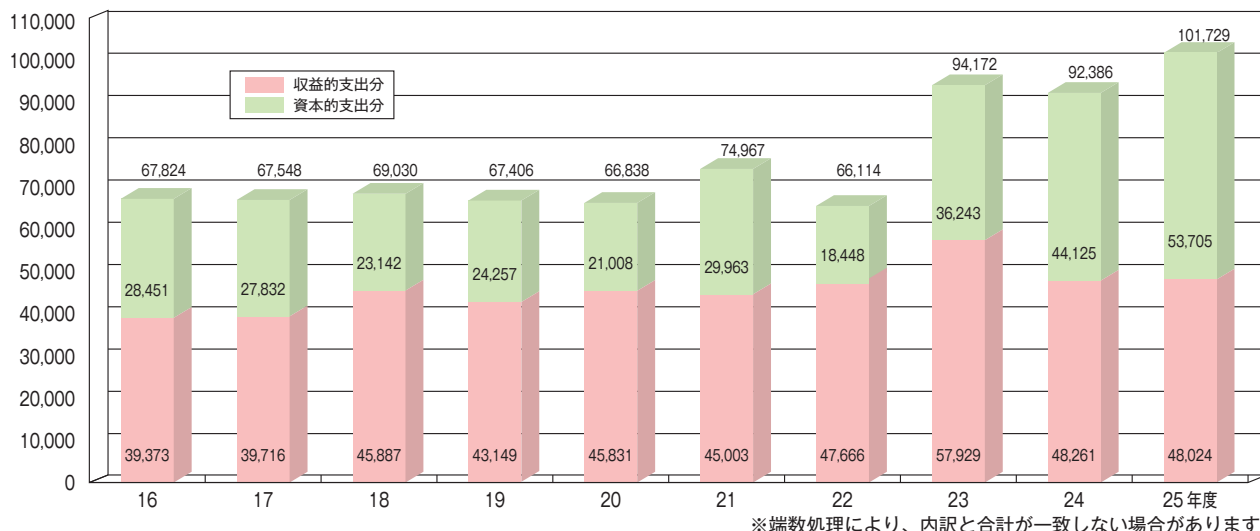
企業債現在高の推移



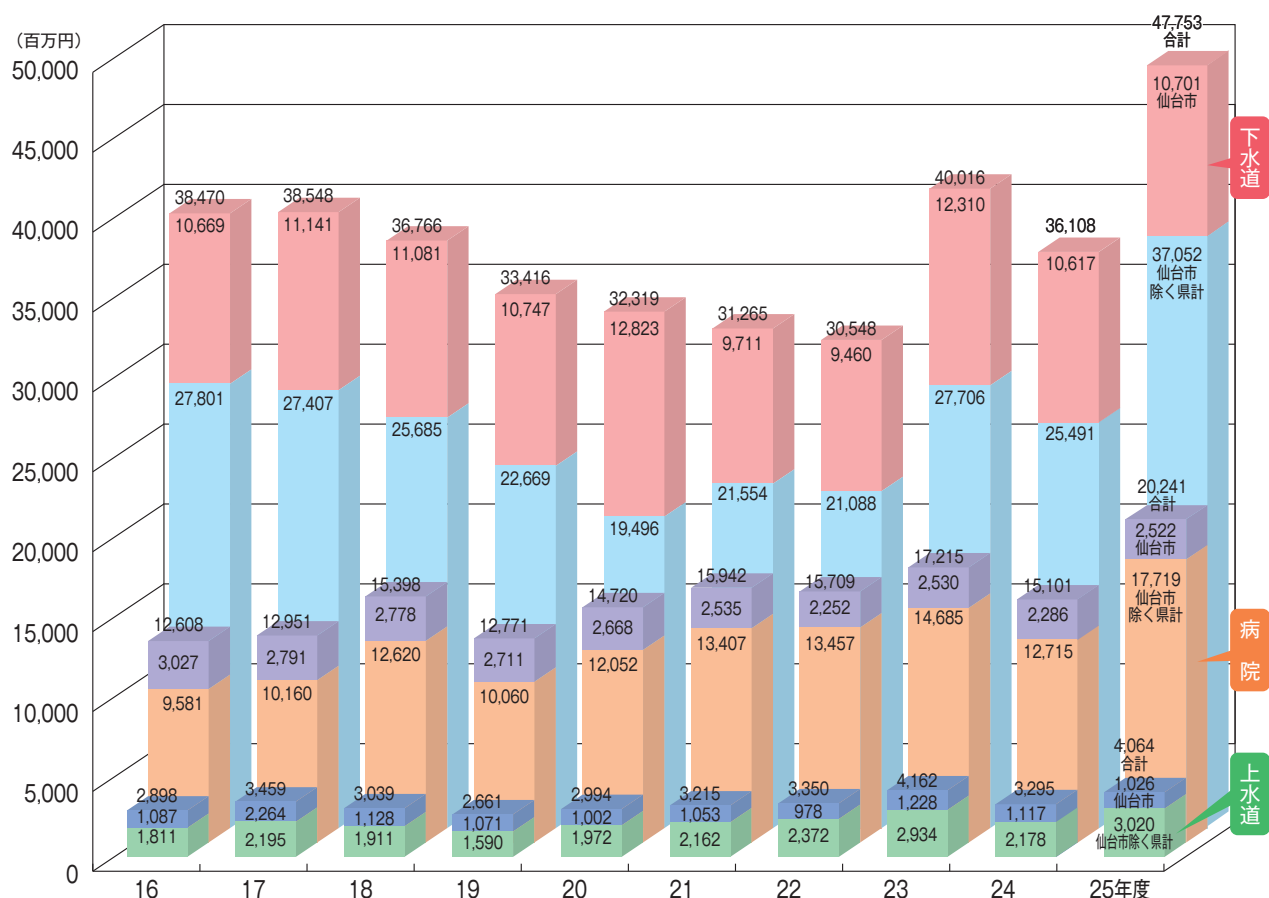
平成25年度の他会計繰入金は公営企業全体で1,017.3億円となり、前年度（923.9億円）から93.4億円の増となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は480.2億円で、収益的収入に占める割合は15.9%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は537.1億円で、資本的収入に占める割合は27.7%となっています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金等の推移



用語解説

他会計繰入金 料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるため、一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して繰り入れられている財源のことです。繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

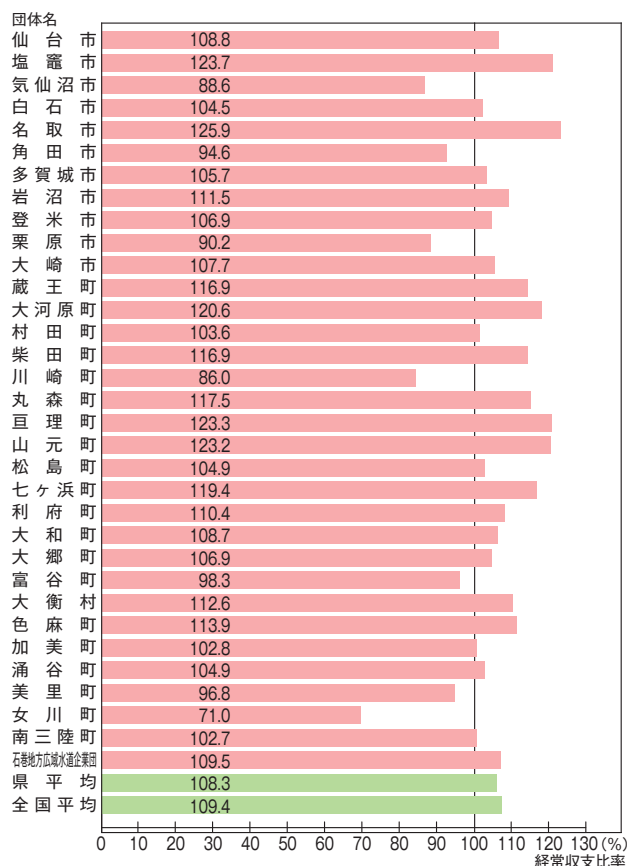
収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

平成25年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率

(上水道事業及び法適用簡易水道事業)



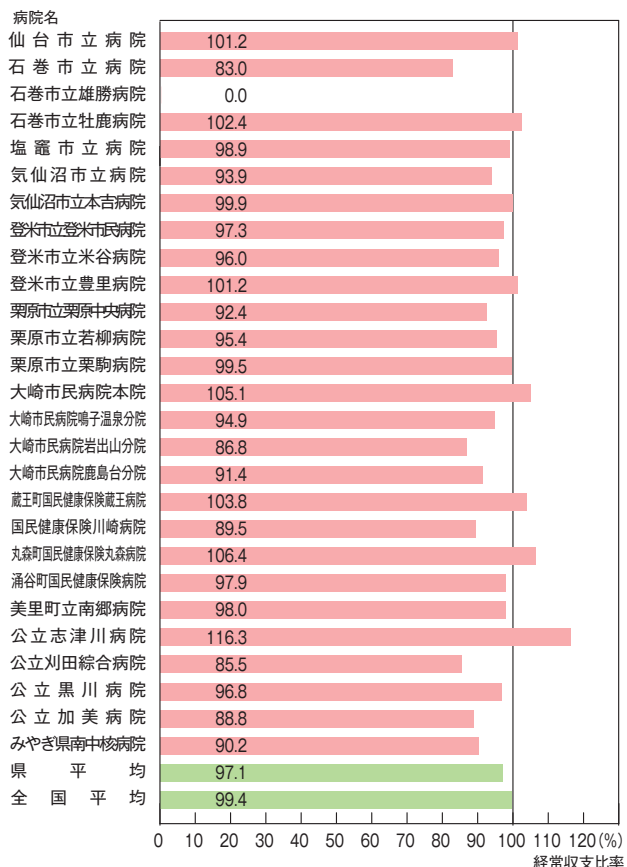
下水道事業の平均経費回収率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)

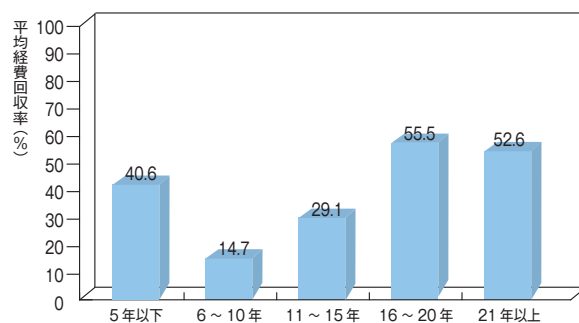
(1) 市町村別



市町村立病院の経常収支比率



(2) 供用開始経過年数別



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を割り込んでいる場合は費用が収益を上回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100 (\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費（維持管理費及び資本費）に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= (\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100 (\%)$$

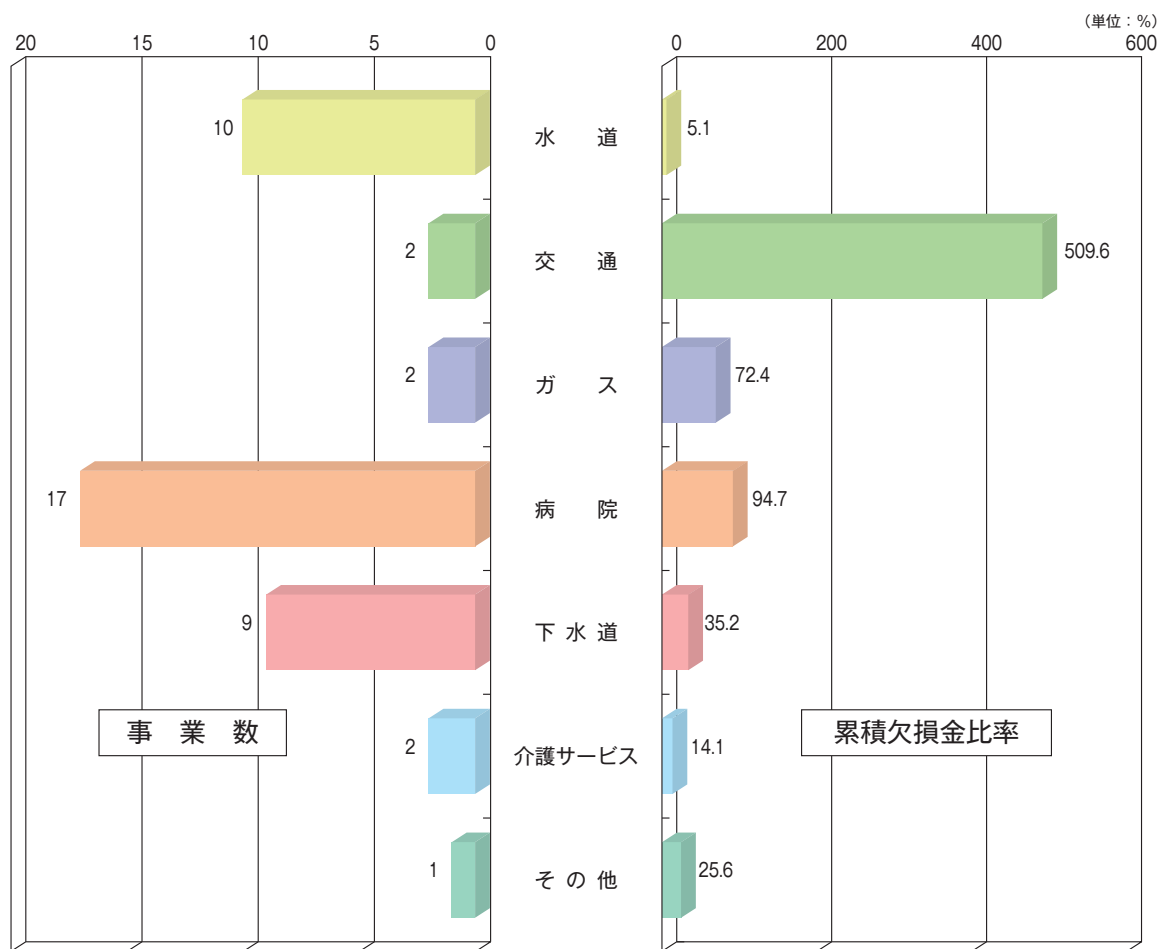
●累積欠損金の状況

平成25年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は43事業で、累積欠損金の額は2,080.4億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が17事業と最も多く、上水道事業（簡易水道事業を含む。）が10事業、下水道事業が9事業、交通事業、ガス事業、介護サービス事業が各2事業、その他事業が1事業となっています。

下記のグラフは、累積欠損金を有する事業の事業別の状況と累積欠損金比率を表したのですが交通事業や病院事業、ガス事業の比率が高い状況です。

累積欠損金を有する事業数・累積欠損金比率



—用語解説—

累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものです。

累積欠損金比率 事業体の経営状況が健全な状態にあるかどうかを累積欠損金の有無により把握しようとするもので、営業収益に対する累積欠損金の割合のことです。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました（算定式については裏表紙参照）。

平成25年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

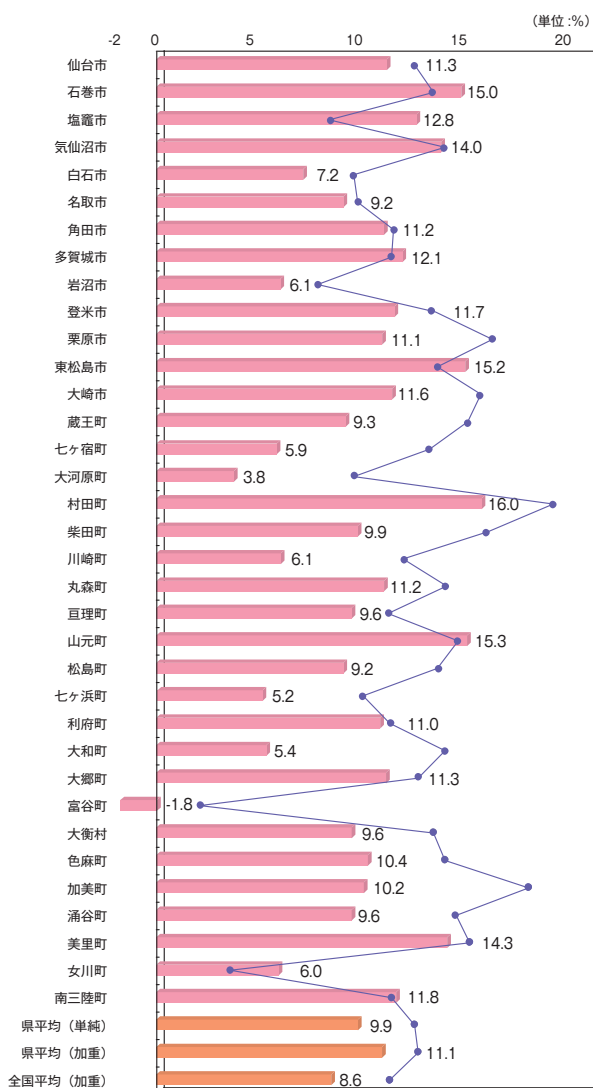
実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

赤字団体はありませんでした。

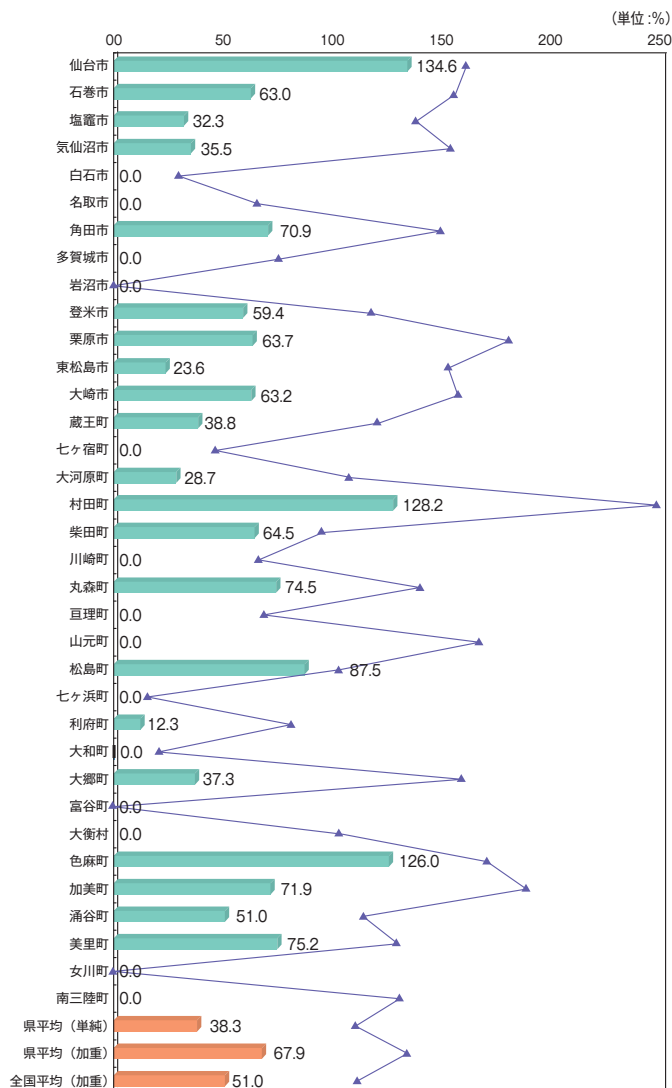
連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%）

赤字団体はありませんでした。

実質公債費比率 （早期健全化基準 25%、財政再生基準35%）



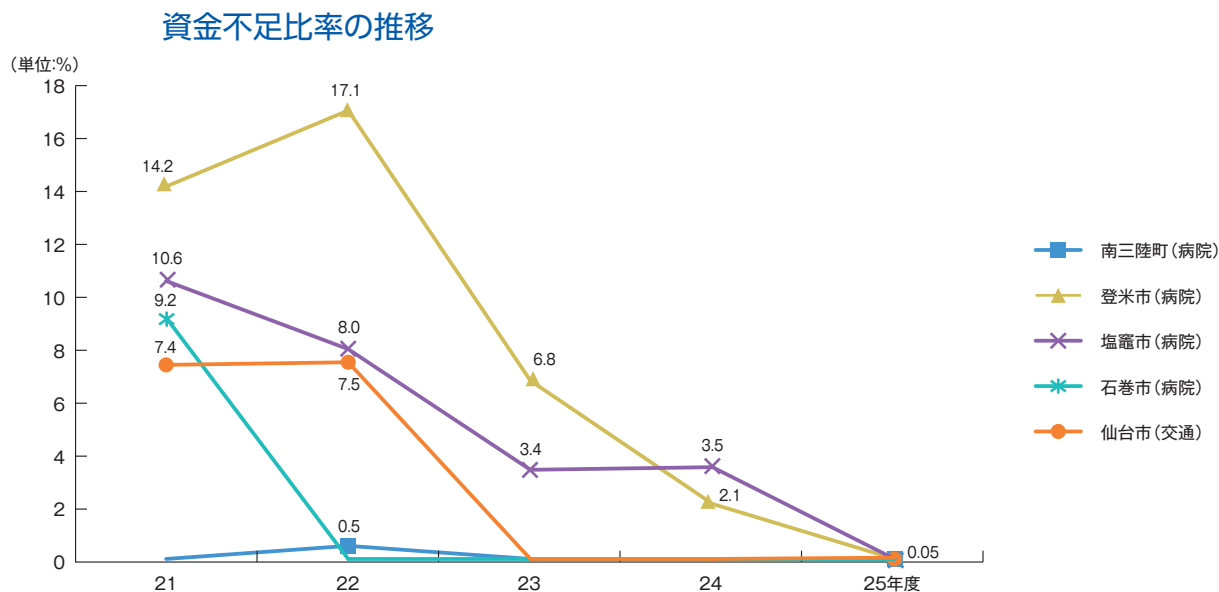
将来負担比率 （早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%）



※棒グラフ及び表内の数値は平成25年度数値、折れ線グラフが平成19年度数値を表しています。
 ※単純平均の算出に当たり、将来負担額が0以下の団体は、将来負担比率を0として計算しています。

資金不足比率（経営健全化基準 20%）

35市町村、5 一部事務組合（企業団）の152会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った事業はありませんでした。なお、資金不足額があったのは、仙台市の1事業（自動車運送事業）でした。



※平成21年度以降、資金不足額があった事業について表示しています。
 ※数値の表記がない年度については、資金不足額がなかったことを表しています。

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P.2参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 全会計の赤字額（「実質赤字額」と「資金不足額」の合計）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

実質公債費比率 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債の許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。この比率が高い場合、将来的に「実質的な公債費」が大きくなる可能性が高くなります。

早期健全化基準 地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化が困難な状況において、計画的に財政健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

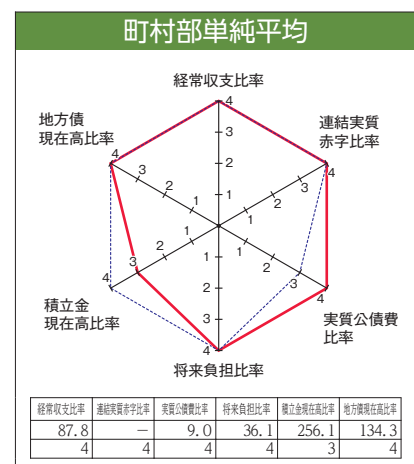
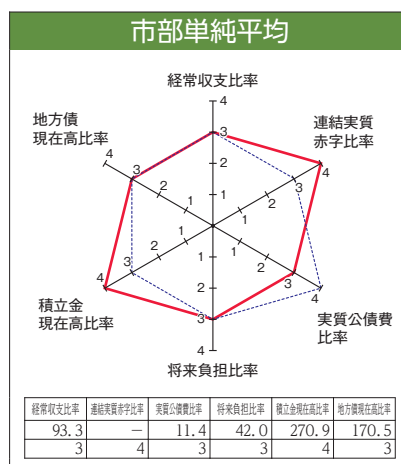
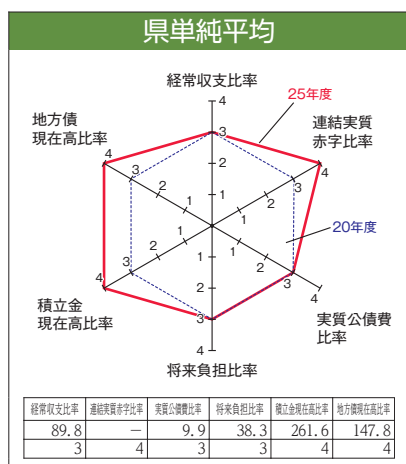
第2部 市町村ごとの財政指標

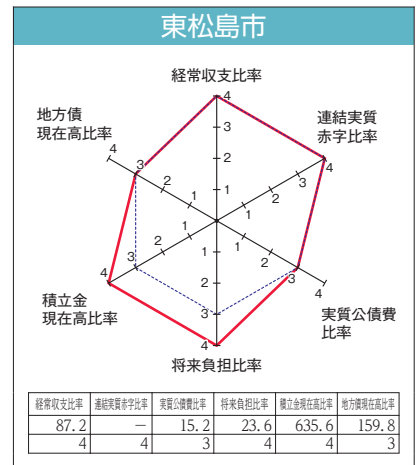
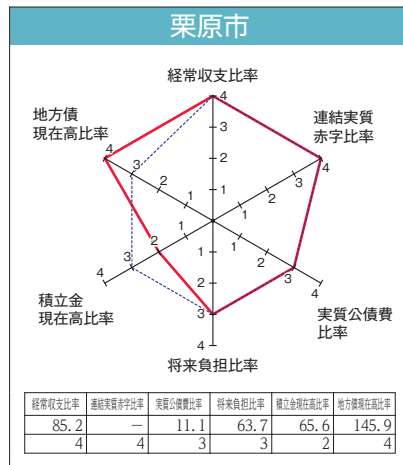
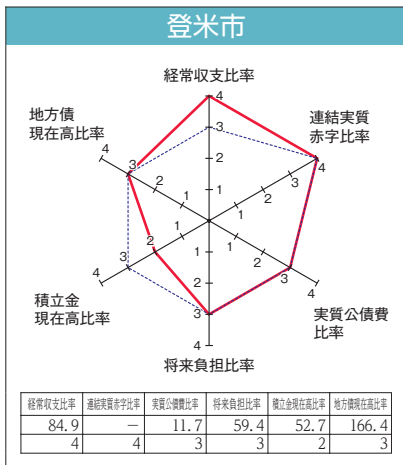
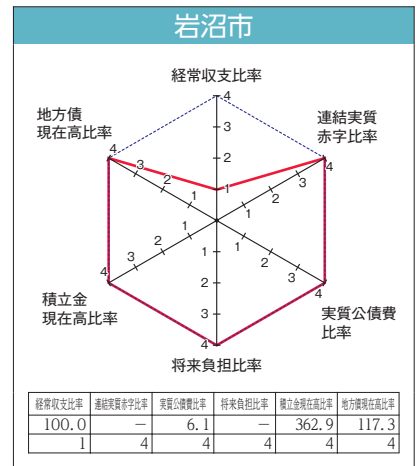
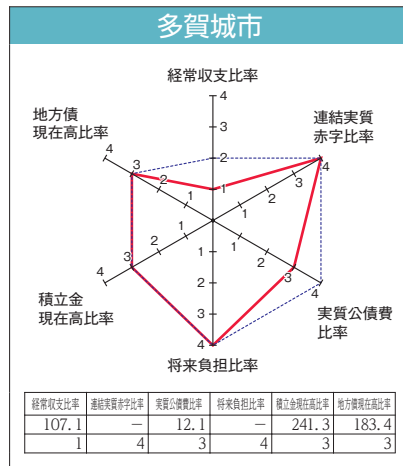
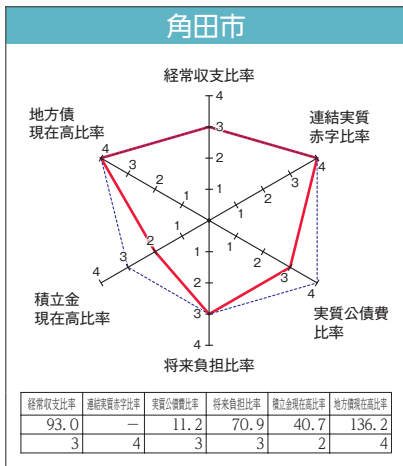
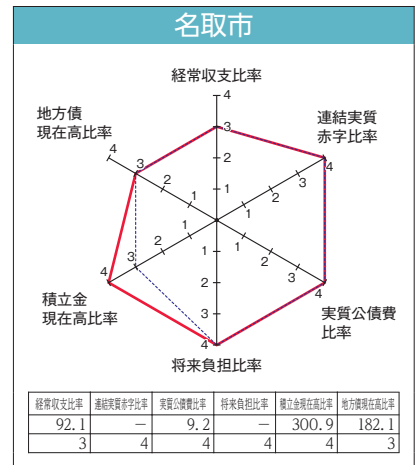
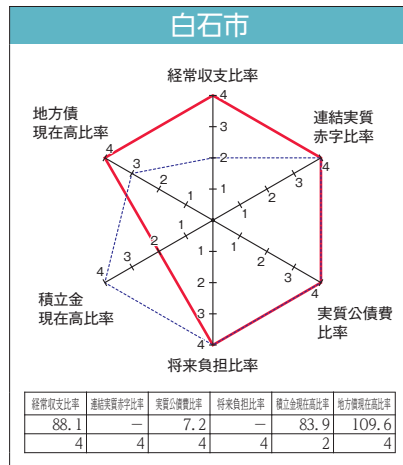
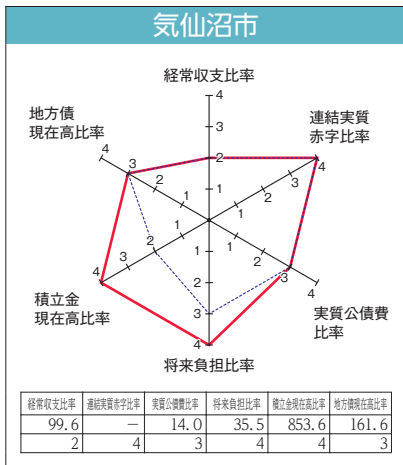
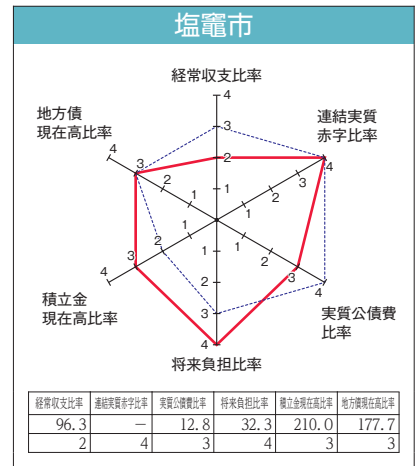
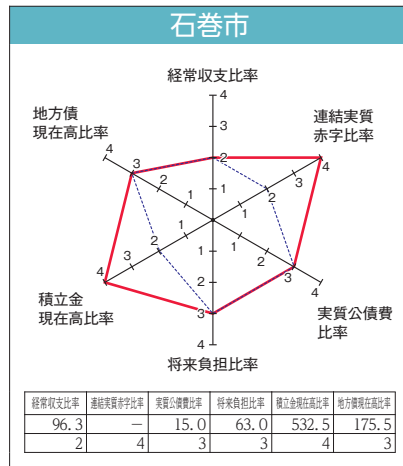
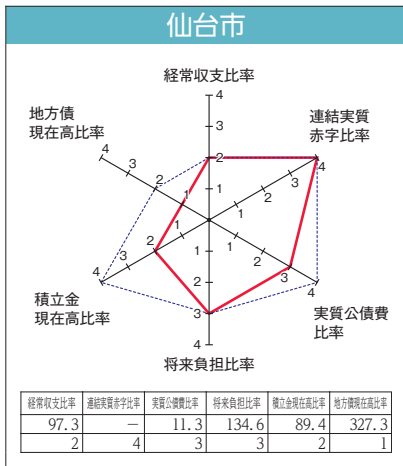
市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

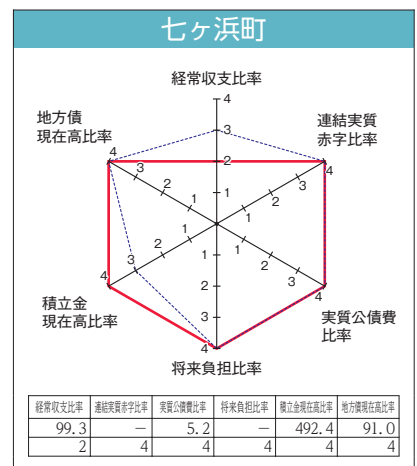
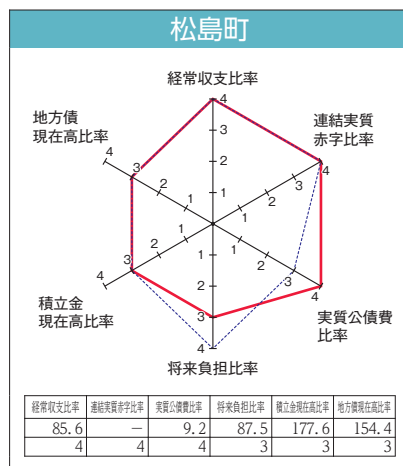
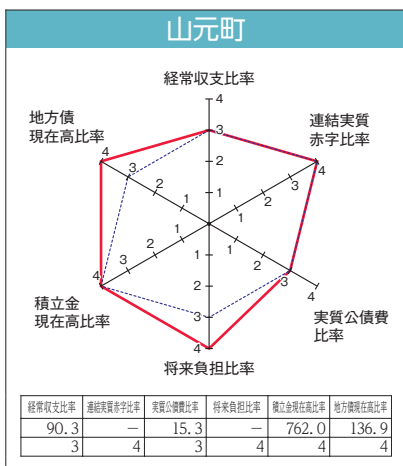
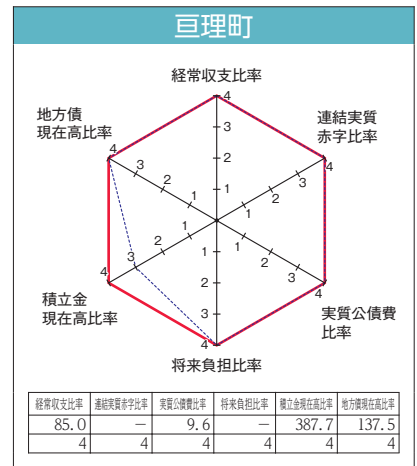
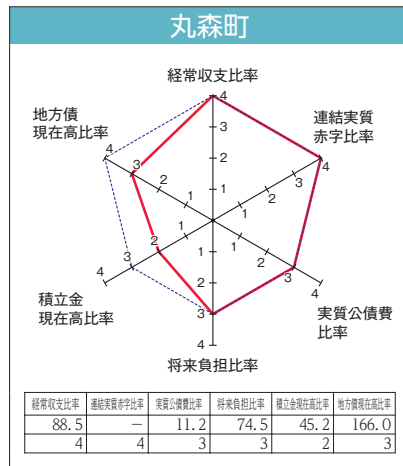
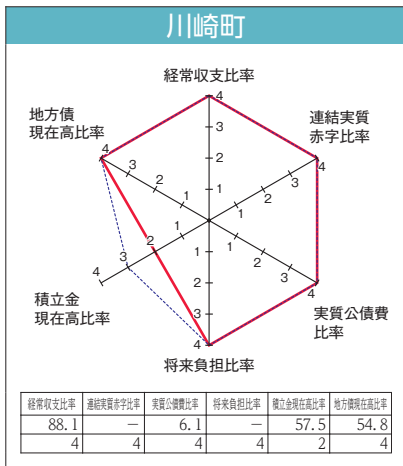
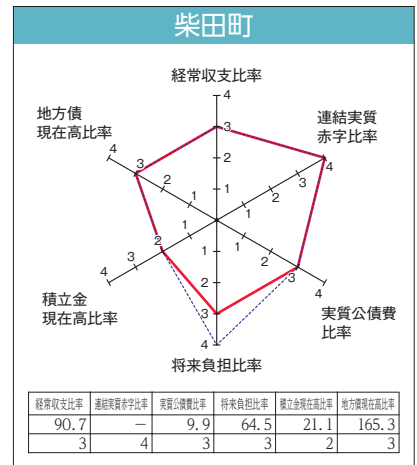
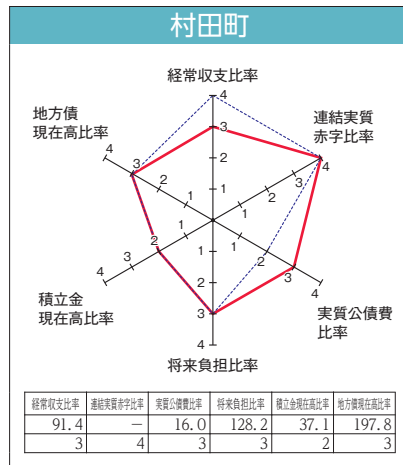
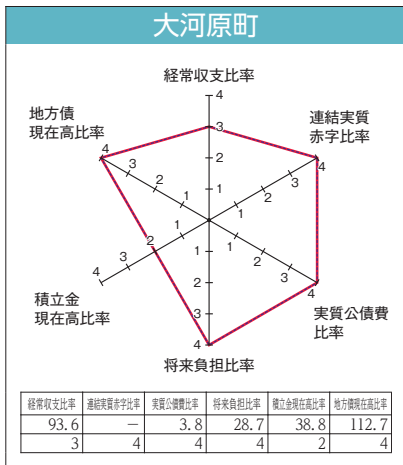
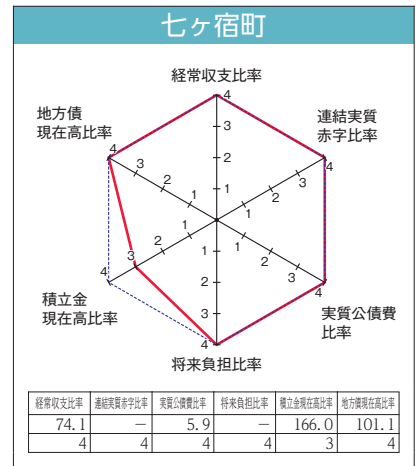
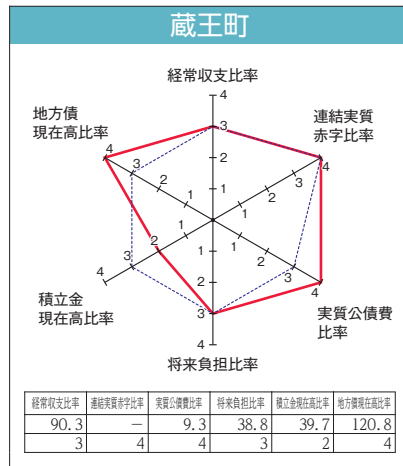
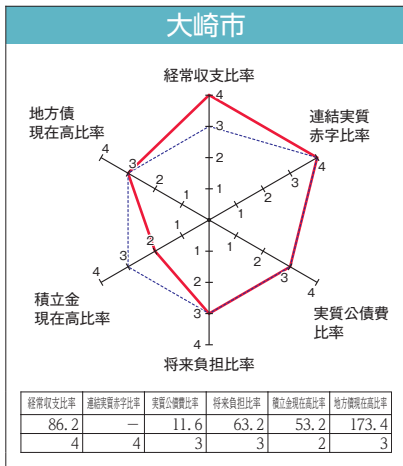
- ここでは、市町村の財政状況を表す6種類の財政指標（①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤積立金現在高比率、⑥地方債現在高比率）及び財政指標を4段階に分類したレーダーチャートを示しています。
- 財政指標を見る場合、①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率は市町村財政の現況を表すものとして、④将来負担比率は市町村財政の将来の姿を予測するものとして、⑤積立金現在高比率及び⑥地方債現在高比率は現時点及び将来にわたっての財源の蓄えと債務を表すものとして見てください。また、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は普通会計のみならず、公営企業会計等も含めた財政指標であり、市町村の財政状況を全体的に捉えています。
- レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな六角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

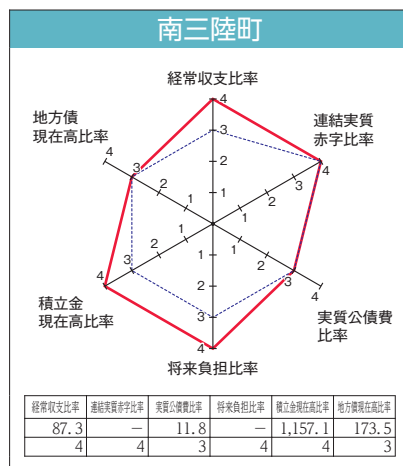
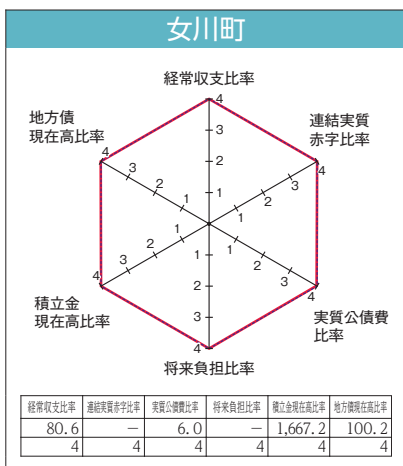
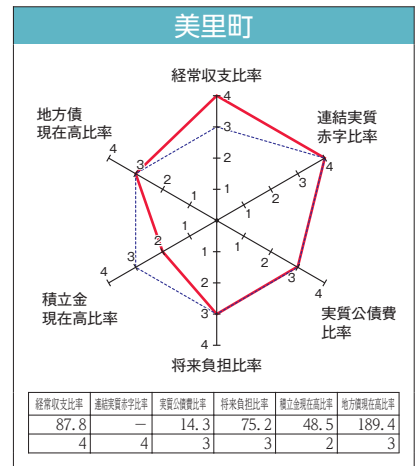
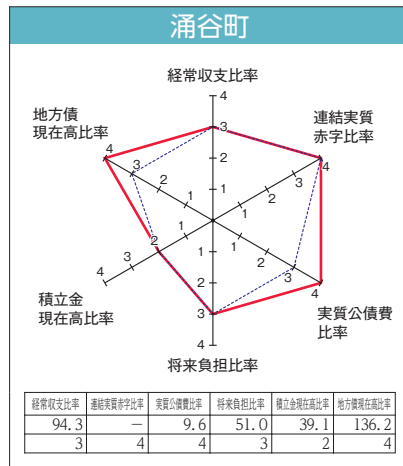
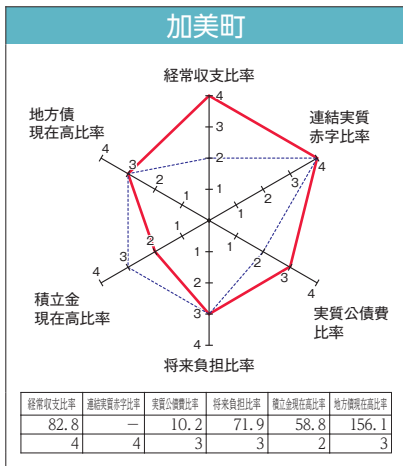
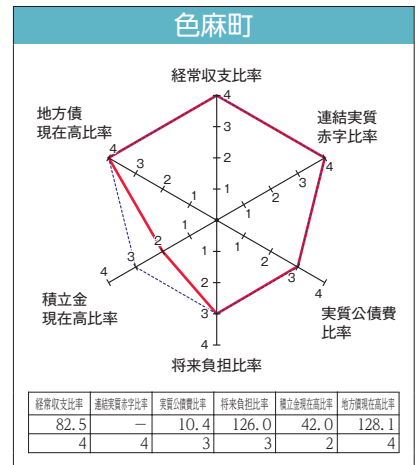
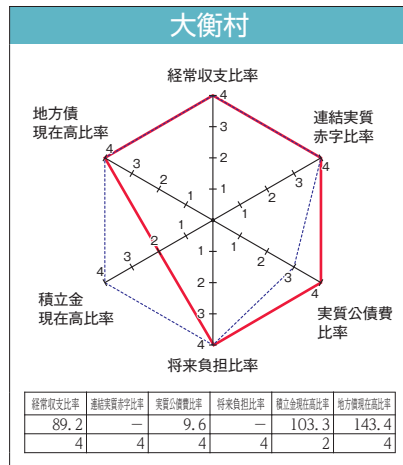
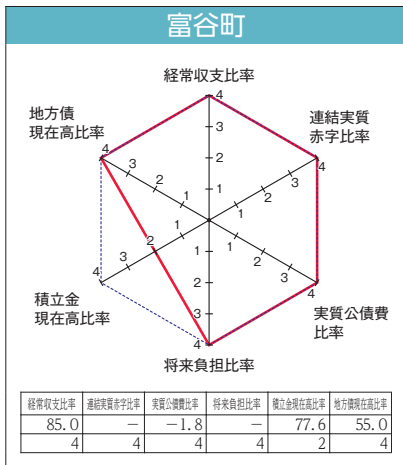
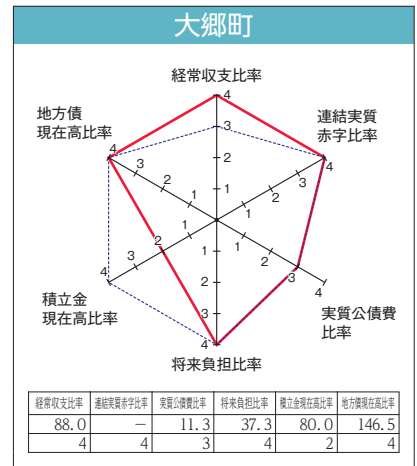
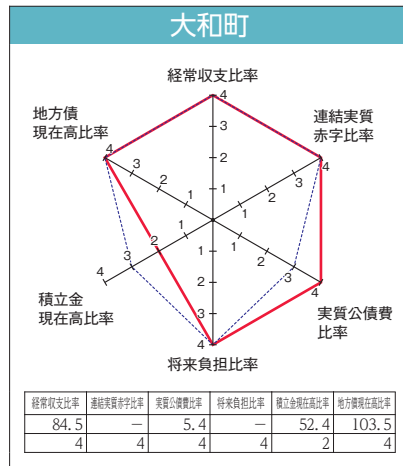
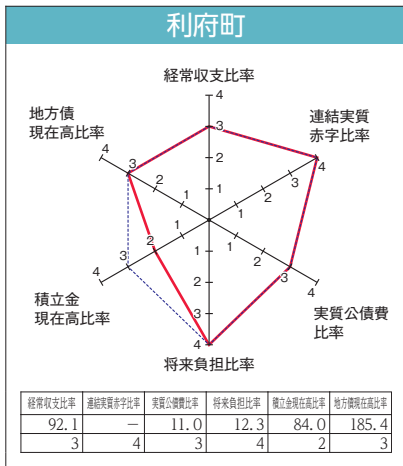
区 分	4	3	2	1
経常収支比率	県単純平均 (89.8%) 未満	県単純平均以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%以上
連結実質赤字比率	赤字が発生していない	早期健全化基準（団体 によって異なる）未満 の赤字が発生している		早期健全化基準以上
実質公債費比率	県単純平均 (9.9%) 未満			県単純平均以上 18%未満
将来負担比率	県単純平均 (38.3%) 未満	県単純平均以上 300%未満	300%以上早期健全化 基準（350%）未満	早期健全化基準以上
積立金現在高比率	県単純平均 (261.6%) より大きい	県単純平均以下 130.8%より大きい	130.8%以下 5%より大きい	5%以下
地方債現在高比率	県単純平均 (147.8%) 未満	県単純平均以上 200%未満	200%以上 300%未満	300%以上

※22年度決算から、起債制限比率の算定を行わなくなったため、地方債現在高比率を新たな指標として用いています。









健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30%
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \text{の3力年平均}$$

趣旨：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

趣旨：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

趣旨：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



この冊子は650部作成し、一部当たりの印刷単価は249円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話：022-211-2336
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/>